第 3

教育委員会事務局

目 次

<u>実</u>	地監査	<u>查年月日</u>	
	実均	也監査年月日	3 - 3
監	查結	<u>. </u>	
(管理部	果)		
	(監査	査結果・指摘事項)	
	4 7	回議書に記載すべき事項の記載洩れについて	3 - 3
	(意見	1)	
	4 8	指名競争入札における落札率の高い契約について	3 - 5
	4 9	教職員公舎について	3 - 8
	5 0	火災共済付保状況について	3 - 12
	5 1	高校建設工事における分離・分割発注について	3 - 14
	5 2	指名競争入札における複数回の入札による落札について	3 - 15
	5 3	仮設校舎リース契約における問題について	3 - 16
	5 4	県立学校の耐震診断及び補強工事について	3 - 16
	5 5	学校校舎・施設の大規模改修計画について	3 - 18
(福利記	果)		
	(監督	監結果・指摘事項)	
	5 6	恩給等支給誤りについて	3 - 19
	5 7	群馬県教職員互助会の退職給与引当金について	3 - 20
	(意見	1)	
	5 8	群馬県教育委員会職員(事務局・県立学校等)の定期健康診断について	3 - 21
	5 9	退職手当の将来負担額について	3 - 24
(学校)	人事課)	
	(意見	引)	
	6 0	人事異動に関する処理について	3 - 26
	6 1	教育職と一般行政職の給与水準の比較について	3 - 28
	6 2	「教職調整額」について	3 - 31
	6 3	平成 17 年度までの人事評価の問題点について	3 - 31
	6 1	平成 18 年度からの人事評価と傷黍教員実部について	3 - 39

8 6

(高校教育課) (監査結果・指摘事項) 高等学校定時制課程修学奨励金の債権調書残高の不一致について...... 3-33 (意見) 6 6 高等学校定時制課程修学奨励金の運用面の見直しについて..... 3 - 34高校入試問題印刷契約における情報漏えい防止について..... 3 - 34随意契約において見積合せ省略理由が不明確な事例について...... 68 3 - 35高校改革・改編等の効果の測定、評価について..... 6 9 3 - 35(スポーツ健康課) (意見) 7 0 群馬県立学校室内空気検査実施委託について...... 3 - 40群馬県立学校簡易水道検査実施委託について...... 7 2 3 - 41 学校給食の外部委託について..... 3 - 42 7 3 (群馬県総合教育センター) (教育センターの概要について) 3 - 45(監査結果・指摘事項) 講師等への謝礼の一者随意契約について...... 7 4 3 - 48 備品の現品確認について...... 3 - 49 7 5 薬品の管理状況について 7 6 3 - 50(意見) 教育課題調査研究の成果の普及について..... 7 7 3 - 51 研修の充実について...... 3 - 52 7 8 個人別研修評価について...... 7 9 3 - 53教育研修員育成事業に係る課題について..... 8 0 3 - 54学校教育活動支援事業について...... 8 1 3 - 56備品管理における一式管理について..... 8 2 3 - 58備品を調達するにあたってリース等の方法の検討について..... 8 3 3 - 59 宿泊棟施設の利用状況について...... 3 - 598 4 重要物品の利用状況について...... 8 5 3 - 60

光熱水費節減について.....

3 - 61

実地監査年月日

【予備調査】平成 18年 6月 23日、 8月 4日、 8月 29日

【本監查】

課名 実地監査年月日

管 理 課 平成18年9月4日、6日、7日

福 利 課 平成18年9月4日、6日、7日

スポーツ健康課 平成18年9月6日

高 校 教 育 課 平成18年9月11日、12日

総合教育センター 平成 18 年 9月 12 日、15 日

学校人事課平成18年9月14日

監査結果

監査を実施した範囲内において、全体としてはほぼ適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

管理課

管理課の所管業務は、以下のとおりである。

- (1) 市町村立学校(小学校340校・中学校174校・定時制高校1校・養護学校6校)及び県立学校(高校71校・中等教育学校1校・特殊学校12校)の教職員に係る給与費、旅費の予算編成、執行及び決算
- (2) 県立学校の運営に要する経費の予算編成、執行及び決算
- (3) 産業教育振興法等に基づく施設設備整備事業
- (4) 市町村立学校施設に係る指導・助言及び国庫補助金等の事務
- (5) 県立学校用地の取得・処分及び教育財産の管理
- (6) 県立学校の校舎等施設整備

(監査の視点) 管理課の業務は適切に行われているか

監查結果 指摘事項

47 回議書に記載すべき事項の記載洩れについて

回議書に記載しておくべき事項が記載洩れになっている事例が検出されたので、適切 に記載するように十分に注意すべきである。

(現状及び問題点)

回議書の作成に当たっては、「群馬県教育委員会公印規程(昭和44年8月1日教育委員会訓令甲第2号)及び「群馬県教育委員会事務局等文書管理規程(昭和61年3月31日教育委員会訓令乙第2号)に次のように定められている。

- ・ 公印取扱主任は、公印の使用を適当と認めたときは、当該回議書等に公印使用済みの旨を表示しなければならない。
- ・ 回議又は合議を経た決裁済みの起案文書(以下「決裁文書」という。)は、主務課室・所の文書主任が、決裁日を当該決裁文書の所定欄に記入するものとする。
- ・ 主務者は、施行文書を発送したときは、当該決裁文書の所定欄に発送の年月日を記 入しなければならない。

補助金交付申請書や寄付受納書には群馬県知事や教育委員長の印が押印されるが、これらの書類を提出するにあたって作成された回議書の公印押印欄に押印年月日が記載されていない事例や、決裁年月日、施行年月日が記載されていない事例があった。

(改善策)

「群馬県教育委員会公印規程」及び「群馬県教育委員会事務局等文書管理規程」に従って、回議書で起案された事項が適切に承認され、執行されたことを適切に記録すべきである。

意見

48 指名競争入札における落札率の高い契約について

指名競争入札を採用している契約の中に、予定価格と落札価格が近似している案件が散見されており、競争原理が効果的に生かされていないおそれがある。早急に抜本的な入札契約制度の改革に取り組む必要がある。

(現状及び問題点)

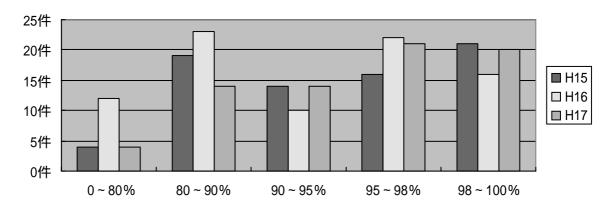
過去3年度の指名競争入札における落札率の状況は以下のとおりである。

なお、落札率は落札金額を予定価格で割ったものである。

(1)教育委員会管理課県立学校施設グループ

(単位:件)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
80%未満	4	12	4	20
80%以上 90%未満	19	23	14	56
90%以上 95%未満	14	10	14	38
95%以上 98%未満	16	22	21	59
98%以上 100%未満	21	16	20	57
100%	0	0	0	0
合計	74	83	73	230
平均落札率	92.2%	89.6%	92.8%	91.5%



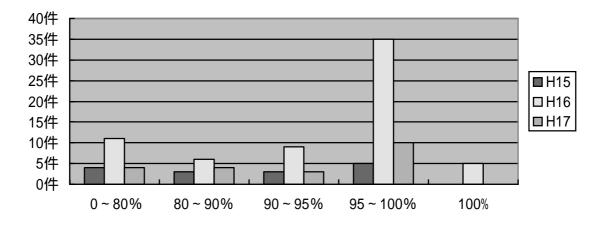
注 対象契約は予定価格が3百万円以上の委託及び施設整備関係の契約である。詳細は「第4 資料編」4 - 24 頁参照。

過去3年度の契約数の合計は230件であり、このうち95%以上98%未満の落札率が59件、98%以上100%未満の落札率が57件である。95%以上で見ると116件と過半数を占めており、高い落札率である。また、平成17年度は41件が95%以上であり、56%を占めている。

(2) 監査対象県立学校

(単位:件)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
80%未満	4	11	4	19
80%以上 90%未満	3	6	4	13
90%以上 95%未満	3	9	3	15
95%以上 100%未満	5	35	10	50
100%	0	5	0	5
合計	15	66	21	102
平均落札率	86.1%	91.4%	89.7%	90.2%



注 今回の包括外部監査で監査対象校とした 10 校の委託及び施設整備関係の契約である。詳細は「第4 資料編」4-21 頁参照。

過去3年度の契約数の合計は102件であり、このうち95%以上100%未満の落札率が50件、100%の落札率が5件である。95%以上で見ると55件と54%を占めており、高い落札率である。また、平成16年度は40件が95%以上であり、61%を占めている。

落札率が著しく高い契約については、入札による競争の利益が確保されているか疑問視 されるところである。

落札率の水準の異常性だけで入札手続きの適切性を判断できるものではないが、結果的に落札率が異常と思われる水準となったということは、談合等の可能性の警鐘とも考えられる。

特に、昨今、全国的にも指名競争入札における官製談合の摘発が続いているところであり、平成 18 年 11 月には入札契約に関して群馬県内の市職員が逮捕されるという事件も発生している。その中で、上記のような高落札率の契約が過半数を占めるという状態では、公正性や経済性が損なわれる可能性があり、早急に改善する必要がある。

(改善策)

入札契約制度の透明性、公正性や経済性の確保に向けて早急に抜本的な入札契約制度の 改革に取り組む必要がある。以下はその主な方策である。

(1) 一般競争入札の実施

過去 3 年間に、原則である一般競争入札が一度も行われず、例外的方法である指名 競争入札や随意契約の方法による契約のみを行っていることは、地方公共団体が行う 契約に要請される公正性や経済性が損なわれる可能性がある。そこで原則に立ち返り 一般競争入札の方法による契約の範囲を拡大することが必要である(注)。

(2) 入札状況の監視について

落札率の状況については常にモニタリングし、異常な落札率となった契約については、事後的にその原因を調査し、その後の入札手続きに反映させていく方法を検討されたい。

なお、群馬県では、入札制度全体を監視する趣旨で、民間有識者 5 名の委員からなる「群馬県公共工事入札監視委員会」を設置しているが、入札状況のモニタリング、 監視についても今後何らかの組織的対応を行うことが望まれる。

(3) 指名競争入札の改善策

以下の点につき検討されたい。

指名業者数の拡大

指名業者数が多ければ談合が行われにくくなり、競争性が確保されると思われる。 指名業者選定方法の公正化

指名業者選定委員会による選定等、選定に関する恣意性を排除することが重要である。

指名業者選定方法、入札手続きの開示、透明性の確保

入札に関する諸手続きを開示することにより、監視機能の強化につながり、談合等の不法行為の排除が期待できる。

電子入札、郵便方式による入札の採用

入札者全員が一堂に会することを避けることができ、談合防止につながると思われる。

工事内訳書の提出

工事内訳書を提出させることにより、談合防止効果があると思われる。

注 平成 18 年度における入札契約制度の取り組みについて(平成 18 年 11 月 30 日発表)

群馬県では、昨今、他県において官製談合の摘発が続いており、県民の入札制度に対する信頼が損なわれるおそれがあることから、平成19年度入札契約制度の改正を待たずに、入札契約制度のより一層の

透明性、競争性の確保及び指名競争入札の恣意性の排除に向けて、以下のとおり前倒しして取り組むこととした。

1. 方針

- (1) 平成19年度の改正方針案を踏まえた上で、前倒し可能なものは実施する。
- (2) 新方式の試行要領等を早急に取りまとめ、試行的に実施する。
- (3) 平成 18 年度中の実施結果を検証し、結果を平成 19 年度改正方針に反映させるものとする。

2. 具体的な方策

(1) 条件付き一般競争入札の試行的拡大

現在の実施要領において3億円以上の工事は原則実施、3億円未満の工事についても契約担当者が適当と判断した場合は実施可能であることから、次のとおり運用を12月1日より実施する。

- ・ 設計金額が1億円以上の本課執行工事は条件付き一般競争入札により実施する。
- ・ 設計金額が5千万円以上1億円未満の県民局執行工事は、可能な限り条件付一般競争入札により実施する。
- (2) 事後審査方式、郵便方式の試行
 - ・ 新方式の試行要領を定め、発注時期、工期等の条件により、事後審査方式、郵便方式による実施が望ましい工事について、年度内数件の試行を予定。
- (3) 工事希望型競争入札の試行

現行の要領を見直し試行要領を定め、設計金額が5千万円未満の地域機関等執行工事において、 年度内数件の試行を予定。

49 教職員公舎について

教職員住宅はその必要性を見直し、へき地を除き基本的に廃止すべきであると思われる。 過去に廃止した教職員住宅の跡地で未利用のものは、早急にその利用の方法を検討し、利 用が見込まれないものは早期に売却整理を行う必要がある。

(現状及び問題点)

(1)教職員公舎に係る関連法規

職員公舎は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条(厚生制度)に基づき、 教職員の福利厚生を目的として設置されている。また、その管理規定としては、群馬県 教職員公舎管理規程(昭和43年教育委員会訓令乙第5号)、公舎利用料算定基準(昭和40年管財課制定、平成16年最終改訂)等が定められている。

(2)教職員公舎数の推移

教職員公舎数の推移は以下のとおりである。

平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
24	21	21	21	21

平成15年度に3棟廃止されたのみで増減がない。

(3)教職員公舎の設置及び入居状況

(平成18年3月31日現在)

学校名		敷地面積	敷地	建築	棟	戸	数	λ	入居率	備考					
		(m²)	区分	年月	数	世帯用	単身用	居	(%)	1佣1号					
1	中	央	390	県有	昭 44.2	3	3		2	66.6	注1				
2	桐	女	252	県有	昭 40.10	1	1		1	100.0	注1、2				
3	太	田	325	県有	昭 47.6	1	1		0	0.0	注 1、2				
4	沼	女	274	県有	昭 48.3	2	2		0	0.0	注1				
4	/0	×	165	県有	昭 51.3	1	1		0	0.0	注1				
5	万	場	231	県有	平 3.3	1		4	2	50.0					
3	7,1	71 -	1,1	/1	71	坳	348	県有	平 7.12	1		4	4	100.0	
6		長野原 一	290	県有	昭 47.3	1	1		0	0.0	注 2				
0	区到 /示	790	借地	平 2.2	2		8	8	100.0						
			174	県有	昭 43.4	1	2		0	0.0					
7	嬬	儒恋	1,805	県有	昭 44.3	1		5	0	0.0					
			652	県有	平 6.3	1	2	8	10	100.0					
8	尾	瀬	1,200	借地	昭 59.10	2	2		0	0.0					
0	毛	/不只	1,200	旧地	平 8.11	1		15	8	53.3					
9	館商	五	264	県有	昭 62.2	1		4	3	75.0	注1				
1 0	大	泉	363	県有	平 5.3	1		2	2	100.0	注1				
	合	計				21	15	50	40	61.5					

注1 市街地である。

2 旧校長公舎を現在は教職員宿舎として使用しているもの。3 軒とも 1 戸建てで現在 1 軒入居しているが2軒は入居なし。なお、校長公舎については廃止されている。

教職員公舎については、全部で 10 校に 16 箇所ある。 入居率は世帯用 33.3%、単身用 70%、平均で 61.5%である。

内訳はへき地が 4 校、市街地が 6 校である。へき地については民間賃貸住宅の確保の困難性や交通事情からも必要なものと思われるが、市街地の 6 校については、近年における住宅事情の整備、交通手段の利便性等を考慮するとその必要性には疑問が持たれる。特に、旧校長公舎であった 3 軒については 1 戸建てで敷地面積も 252 ㎡から325 ㎡と住宅地としては大規模なものであり、老朽化のため 2 軒は利用がない。また、利用されていないものはこれを含めて 7 箇所あるがいずれも建築が昭和 43 年 4 月 ~ 昭和 59 年 10 年と建築経年が長いものである。

県の担当者によれば、教職員公舎に関してはその必要性を見直し、過去整理を行ってきて相当数は廃止されたが、入居しているものについては退去するまで待つので時間がかかるとのことである。

(4)教職員公舎跡地の利用状況

平成 18 年 9 月 11 日現在

学校名 助地になった時期 土地面積 (㎡) 取得価額 (千円) 1 富 岡 平 8.8 238.59 3,578 職員駐車場(マイクロバス2台・乗用車 では、10円 では、1	[3台)
った時期 (㎡) (千円) 1 富 岡 平 8.8 238.59 3,578 職員駐車場(マイクロバス2台・乗用車 2 伊勢崎清明 平 2.10 263.73 40 利用無し	፤3台)
2 伊勢崎清明 平 2.10 263.73 40 利用無し	[3台)
0 / A de	
3 伊勢崎工業 平 12.12 238.71 55 売却予定(平成 18 年度中)	
4 伊勢崎女子 平 12.10 232.04 68 利用無し(道が狭い)	
5 渋川女子 平 6.3 400.54 225 利用無し(道が狭い)	
6 前橋工業 平 11.3 278.24 1,200 利用無し	
7 榛 名 平 13. 1 307.73 1,064 利用無し(道が狭い)	
8 吾 妻 平 15.8 608.33 17,521 売却予定(平成 18 年度中)	
9 万 場 平 13.12 316.00 1,437 利用無し	
1 0 勢 多 農 林 平 15.11 328.52 156 利用無し	
1 1 長 野 原 平 15.3 499.00 13,068 利用無し(道が狭い)	
1 2 万 場 平 15.3 298.14 1,759 利用無し(道が狭い)	
13 長 野 原 平 15.3 344.00 8,875 利用無し(道が狭い)	
1 4 富 岡 東 平 13.11 459.00 533 職員駐車場 (乗用車 15 台)	
1 5 板 倉 平 13.11 249.26 2,677 売却予定(平成 18 年度中)	
1 6 長 野 原 平 15.3 507.21 1,331 利用無し(道が狭い)	
合 計 5,569.04 53,587	

上表は廃止後の教職員公舎跡地の利用状況を調査したもので、教育委員会管理課の 資料により、作成してある。内容を見ると、職員駐車場として利用されているもの以 外は「道が狭い」等の理由により県有財産として遊休状態になっている。

(5)使用料の状況

月額使用料は、「公舎利用料算定基準」により計算されるが、その算定方法は基本単価(1 m³月額 206 円)×補正面積で計算される。補正は以下の区分による。

- ・公用部分の承認補正…副知事以下4段階に区分し減額率が定められている。
- ・建築経年による補正…建築経年により4段階に分け定められている。
- ・特殊勤務に従事する職員については、20%補正減とする。
- ・付属建物(物置)面積については、60%補正減とする。

・90 ㎡を超えるときは、超過面積の50%を補正限とする。

公舎入居者一人当りの平均使用料は、世帯用で 11,542 円、単身用で 7,929 円である。その計算内容については監査対象校として往査した万場高校で検証した結果正確に計算されていた。

また、その金額が妥当であるかの検証として、以下、建物の減価償却費相当額との比較を行った。万場高校の場合で試算した。

万場高校の減価償却費試算

(単位:円)

棟別	延べ床面積	建築年月	取得価額	耐用年数	減価償却費月額	戸数	1 戸当り
1	134.68 m²	平 3.3	23,061,700	22 年	78,619	4	19,654
2	142.00 m²	平 7.12	30,376,000	22 年	103,544	4	25,886
合計	276.68 m²		53,437,700		182,163	8	22,770

- 注 1 資料は固定資産台帳による。
 - 2 減価償却費については定額法によって計算した。取得価額から残存価額 10%を控除した金額を耐用年数で除して算出してある。耐用年数については木造、住宅用として「地方公営企業法施行規則」(昭和27年総理府令第73号)別表第2号を参考にした。

月額使用料と減価償却費の比較は以下のとおりである。

(単位:円)

棟別	月額使用料(A)	減価償却費(B)	差額	割合(A/B)
1	5,540	19,654	14,114	28.18%
2	5,720	25,886	20,166	22.09%

この他光熱水費、修繕費、火災共済金等の諸費用がかかっており、月額使用料は建設コストも回収できない水準であり、行政コストに比し相当下回っていることになる。これは、使用料について福利厚生の観点を考慮しているためであると思われる。

注 民間の貸家を利用した場合、教職員には「住居手当」が支給されるが、その基礎控除額は12,000円であり、差額の内12,000円までは支出されることになる。

(改善策)

(1) 教職員住宅は、近年における住宅事情の整備、交通手段の利便性等を考慮するとへき地を除き、必要性が希薄になっており、廃止すべきであると思われる。特に利用されていない老朽化しているものは早急に廃止し、現在入居中のものも入居者が退去した後、今後の必要性を考慮して廃止の検討を行う必要がある。

- (2) 過去に廃止した教職員公舎の跡地で未利用のものは、早急にその利用の方法を検討 し、利用が見込まれないものは早期に売却整理を行う必要がある。財政的にも厳しい 状況下、貴重な教育資源が活用されず放置されている状況は望ましいものではない。
- (3) 教職員公舎の使用料が福利厚生的な意味から行政コストよりも低額に設定されていることについて、近年公務員と民間の待遇比較が取りざたされる中、批判的な意見もあり、また、国においても人件費抑制が政策目標として掲げられている状況である。 その中で、群馬県の公舎利用料算定基準による月額使用料は、建設コストも回収できない水準であり、経済的合理性に乏しい状況であるので検討を要すると思われる。

50 火災共済付保状況について

校舎等学校施設の火災保険加入率は16.6%しかなく、付保していない高額な建物があるが、リスク管理の観点から見直しを検討する必要があるのではないかと思われる。

(現状及び問題点)

県は地方自治法第 263 条の 2 及び「群馬県公有財産事務取扱規則」(昭和 61 年規則第 9 号。以下この項では「規則」という。)により、その建物を相互救済事業(火災共済事業:財団法人都道府県会館災害共済部)に付保している。また、校舎、職員住宅については社団法人全国公営住宅火災共済機構が運営する火災共済事業へ委託している。その範囲については、次によっている。

- (1) 規則第 50 条第 1 項各号のいずれかに該当し、理事(教育長)が相互救済事業に委託する必要を認めるもの。
 - 一 木造の建物
 - 二 文化財その他の重要又は高価であると認められる物権を保管する建物
 - 三 火災の発生率が高いと認められる建物
 - 四 前三号に掲げるもののほか、相互救済事業に委託することが必要と認められる公 有財産
- (2) 平成 18 年度予算の検討における相互救済事業への加入方針…「平成 18 年度相互救済事業(一般会計分)への加入方針について」(平成 17 年 10 月 28 日総務局管財課長通知)による

過去の罹災状況の考察

年度	罹災件数	罹災率
平成 14 年度	3	0.002%
平成 15 年度	3	0.002%
平成 16 年度	8	0.006%

各年度ともに、極めて低い罹災率であり、罹災内容も夏季の落雷による被害が過半数を占めている。したがって、木造物件や火気を使用する物件のみを加入対象としても支障がないと考える。

平成 18 年度相互救済事業 (一般会計分)への加入方針

委託先	加入上限	継続・新規加入物件の精査
(財)都道府	各局ごとの平成	原則、継続・新規加入物件を合わせ、加入上限内で対応
県会館	17 年度共済分担	加入上限を超える場合には、超過する分担金相当額を原
	金×75%	課にて予算措置
(社)全国公	各局ごとの平成	原則、継続・新規加入物件を合わせ、加入上限内で対応
営住宅火災	17 年度共済分担	加入上限を超える場合には、超過する分担金相当額を原
共済機構	金×100%	課にて予算措置

加入条件の精査の例

罹災した後、再建築する予定のない物件 火気を使用することのない物件 耐火構造の物件 老朽化した物件

(3)教育委員会管理課所管建物の火災保険加入状況(床面積)

区分	建物延べ面積(㎡)	保険加入延べ面積(㎡)	加入率
校舎等学校施設	989,519	164,327	16.6%
職員住宅等	3,012	2,816	93.5%
合計	992,531	167,143	16.8%

前記加入方針にあるとおり、過去の県全体の罹災状況は極めて低い罹災率で推移している。限られた予算を有効に活用するために、火災保険は非耐火構造物や高価なものを保管する物件等選択的に加入している。

校舎等学校施設の火災保険加入率が 16.6%にとどまっている理由としては、行政コスト削減が考えられるが、リスク管理の観点から、高額な県有財産について付保されていない状況は、見直しを検討する必要があるのではないかと思われる。

(改善策)

過去の県全体の罹災状況は極めて低い罹災率で推移しているといっても、火災等の発生 するリスクはないわけではなく、保険料支払いの行政コストとの比較検討を施設ごとに行 い、経済合理性のある県有財産の付保管理を行うことが望まれる。

51 高校建設工事における分離・分割発注について

高校建設工事において、受注機会の確保という政策目的の達成のために分離・分割発注が行われている。一括発注方式に比較してコストが増加するが、今後県として、そのコスト増加の許容範囲に関する一定の基準の策定を検討することが望まれる。

(現状及び問題点)

高校建設工事に関して「中小企業者に対する発注拡大の方針」(平成 18 年群馬県理事通知産第 551-1号)を受けて、分離・分割発注が行われている。発注に当たっては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る必要があるが、この点から、疑問なしとはいえないケースが見られた。一例として藤岡中央高校のケースを以下に記載する。

藤岡中央高校建設工事

(1) グラウンド整備工事

同校には、 400mトラック(フィールド内サッカー・ラグビー場)、 硬式野球場 及び ソフトボール場が整備されているが、 については、センターラインを挟んで 2つの工区に、 については外野と内野と2つの工区に分割発注されている。

(2)校舎等新築工事

建築基準法上同一棟とされるが、構造計算上別棟とされる 5 階建て部分 (945,000 千円)と 3 階建て部分 (154,350 千円)を別の工区として契約している。なお、給排水・衛生設備工事については両工区対応部分とも一括発注である。

(3) 防球ネット工事

硬式野球場とサッカー場ほかで分割発注している。応札業者は両方とも同一である。

(4) 重複落札防止規程

指名通知書上以下のような記載があることが多い。

「分割発注に関する特則有

本工事を落札した者は、その者が構成員となっている県立藤岡中央高等学校建設 に係る共同企業体に対する他の工区の工事については、入札指名がなかったものと する。」(第一体育館棟機械設備工事)

これらについては、一括発注の場合とのコスト面での比較が行われていない。

(改善策)

群馬県内の産業振興、中小企業者に対する発注拡大の必要性は理解できるが、一括発注 方式を採用した場合とのコスト比較は、一方の公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減 を図る観点からみて不可欠ではなかったかと考える。

また、今後県として、そのコスト増加の許容範囲に関する一定の基準の策定を検討する ことが望まれる。

52 指名競争入札における複数回の入札による落札について

指名競争入札において第 1 回目の入札で予定価格を上まわり、複数回の入札で落札した場合の案件について確認したところ、すべての入札案件について、落札に至るまで同じ業者が最低価格を提示していた。

(現状及び問題点)

入札により契約先を選定する場合にはその契約金額を決定する基準として、契約担当者は予定価格を設定し、不当な価格での入札を防止している。指名競争入札においても同様である。予定価格は支出の原因となる契約にあっては契約しうる最高の限度額を意味する。第1回目の入札で各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、地方公共団体の長は、再度の入札をすることができる(地方自治法施行令167条の13、準用地方自治法施行令第167条の8第3項)。つまり予定価格を上まわる場合には、予定価格を下まわるまで2回、3回と入札が繰り返される。

前橋工業高校移転工事と藤岡中央高校新設工事における指名競争入札について入札が複数回実施された契約(前者12件、後者7件)に関して状況を確認したところ、すべての案件において、第1回目に最低価格を提示した業者が落札に至るまでの2回目、3回目の入札において最低価格を提示していた。例えば前橋工業高校の移転事業に伴うセミナーハウス棟建築工事については予定価格399百万円に対して3回の入札が行われたが、385百万円でA社が落札するまで3回ともすべてA社が最低価格を提示していた。同じく前橋工業高校の移転事業に伴う体育館棟機械設備工事については予定価格64百万円に対して2回の入札が行われたが、64百万円でB社が落札するまで2回ともすべてB社が最低価格を提示していた。

1回で落札できず、複数回入札が行われること自体は予定価格が公開されていない以上起こりえる事象であるが、複数回実施される入札において、落札に至るまですべての案件で、すべて同じ業者が最低価格を提示するということは不自然であり、入札による競争の利益が確保されているか疑問視されるところである。

(改善策)

指名競争入札 1 回目で不調の時は、指名業者を入れ替える、または一般競争入札とすることも検討されることが望まれる。

注 平成 18 年度から入札回数を原則 1 回として入札を実施している。

53 仮設校舎リース契約における問題について

仮設校舎リース契約について改善すべき点が見受けられた。

(現状及び問題点)

(1) 指名競争入札における指名業者選定方法について

藤岡中央高校仮設校舎リース契約について、指名業者が工事請負資格者名簿の建築ランキングから選定されている。すなわち、工事契約の観点から審査が行われているが、 建築契約の場合とリース契約の場合の契約リスクが異なることから、リスクに応じた審査を実施する必要がある。

(2) 完成検査の時期について

仮設校舎のリースは建築・使用・解体の三要素により構成されるため、使用開始に先立つ建築完了のタイミングでまず完成検査を明示的に行う必要があると考える。

しかしながら、リース契約の検査はリース料の支払いの直前に実施され、検査調書が残されているが、すでに使用開始されている状況での検査となっている。リース契約とはいえ、仮設校舎の建築を伴うため、その建築完了時にまず完成検査を実施するのが妥当と考えられる。現状では手続き上は必要とされないため、実質的には検査実施と同様の状況が確保されているが、検査調書としては残されていない。

(改善策)

- (1) 指名競争入札における指名業者選定については、リース業者のリース物件供給能力、 財務安定性に重点をおいた審査が行われる必要がある。「物件等購入契約資格者名簿」 が参考になると思われる。
- (2)使用開始に先立つ建築完了時に、正式に完成検査の手続きを要するものと定める必要がある。

54 県立学校の耐震診断及び補強工事について

補強工事未実施の99棟については今後すぐに着手できないおそれがある。実際にそれらの建物を教育に使用しているものについては、早急に工事を完了することが望まれる。

(現状及び問題点)

県立学校の耐震診断及び補強工事については、平成 7 年の阪神大震災をきっかけとして 建築基準法改正前の昭和56年以前の建物(対象建物非木造、200㎡以上又は2階建て以上) 482棟について耐震診断及び補強工事を行った。耐震診断は平成8年から平成11年の4年 間で全て完了した。補強工事は平成9年から開始され、平成15年の11棟をピークとして 現在進行中である。その状況は以下のとおりである。

(1) 県立学校施設の状況(非木造・200 m²以上又は2階建て以上)(平成18年5月1日現在)

建設年度	棟	数	直	積	面積	批
全建物(下記の合計)	832		896			
昭和 46 年以前の建物	169	棟	258	干㎡	28.8%	64.8%
昭和 47 年以降 56 年までの建物	313	休	323	丁Ⅲ	36.0%	04.0%
昭和 57 年以降の建物	350		315		35.2%	

(2) 県立学校施設の耐震性(非木造・200 ㎡以上又は2階建て以上)(平成18年5月1日現在)

建築年度	診断の有無	判定結果	耐震性不足の うち改修の有無	合計
昭和 57 年度以降				耐震性あり
350 (42.1%)				+ +
昭和 56 年以前	耐震診断済	耐震性あり		733
482	(平成 8 年度~平 482	312		88.1%
57.9%	成 11 年度で完了) 100%	64.7%		
		耐震性不足	改修済	
		170	71	
		35.3%	41.8%	
			改修中又は未改修	耐震性不足
			99	99
			58.2%	11.9%
合計 832	482	482	170	832

区分	総数	耐震性あり	耐震化率
高 校	725	626	86.3%
特殊	107	107	100.0%
合 計	832	733	88.1%

・ 補強工事未実施の 99 棟については以下の理由によりすぐに着手できないものである。 予算の制限

高校統合等の今後の改革ビジョンによって今後使用しなくなるものについては、 無駄になるおそれがあるので、実施を見合わせている。

補強工事をしても建築後相当年数を経過しているものについては耐用年数が延 びるものでもない

・ 全国都道府県との比較

耐震診断の実施率は100%であり1位。

補強工事の完了による「耐震化率」は88.1%であり、全国でも4位に相当する。

(改善策)

阪神大震災後いち早く耐震診断及び補強工事に取り組んだ結果耐震化率は全国でも 4 位と、評価されるべき実績であると思われる。しかし、補強工事未実施の 99 棟については上記諸事情から今後すぐに着手できないおそれがある。実際にそれらの建物を教育に使用しているものについては、県民の安全を第一に考え、早急に工事を完了することが望まれる。

55 学校校舎・施設の大規模改修計画について

大規模修繕が必要な箇所と実施すべき時期を検討、調査し、大規模改修計画を策定する必要がある。

(現状及び問題点)

学校校舎・施設の大規模改修については計画的に対応すべきであるが、現在、限られた 予算の中で耐震補強工事を最優先に実施しており、他は応急的な修繕を実施している状況 である。

高校改革の状況を見ながら改築等の方針を策定しているが、個別事情はあるものの具体的計画を作っても予算上の制限から実行性が伴わないことから、現状では大規模改修計画は策定されていない。近い将来において施設・設備への大型投資は避けられないものと思われるが、改修の必要見込額の算定も行われていない。

(改善策)

大規模修繕が必要な箇所と実施すべき時期を検討、調査し、大規模改修計画を策定する 必要がある。

福利課

福利課の所管業務は、以下のとおりである。

- (1) 教職員の福利厚生に関すること。
- (2) 事務局等職員及び県立学校職員の健康管理に関すること。
- (3) 学校職員の退職手当に関すること。
- (4) 学校職員の恩給及び退職年金に関すること。
- (5) 公立学校共済組合に関すること。
- (6) 群馬県教職員互助会に関すること。

(監査の視点) 福利課の業務は適切に行われているか

監査結果 指摘事項

56 恩給等支給誤りについて

恩給等の支給金額の算定に誤りがあった。関係法規に基づき適切に支給しなければならない。

(現状及び問題点)

平成 17 年度に恩給、扶助料及び遺族年金(以下「恩給等」という。)が支給されている 県立学校退職者 134 人の内、任意抽出した 5 人について恩給等の支給金額算定の合規性に ついて検証した。

その結果、恩給等を支給している1名について、

軍人の実在職年の計算誤り

戦地外(内国)戦務加算の誤り

講師期間の算入の計算誤り

仮定給料年額の適用号俸誤り

により、支給金額の算定に誤りがあった。

この結果、平成9年10月分から、平成18年3月分までの期間に支給した恩給等について959,400円の支給不足が生じている。

(改善策)

支給金額の誤りについては、早急に是正するとともに、今後恩給等の計算について、関係法規に基づき適切に行われたい。

57 群馬県教職員互助会の退職給与引当金について

群馬県教職員互助会の退職給与引当金の計算において、期末要支給額を自己都合による退職支給額で計算するところ、勧奨退職による退職支給額に基づき計算している。

この計算額は、群馬県教職員互助会に対する補助金交付額算定の基礎になる金額であり、適正な退職給与引当金の計算が行われるよう群馬県教職員互助会を指導されたい。

(現状及び問題点)

群馬県教職員互助会の運営は、福利課の所管業務であることから、 互助会への補助金 支出は関係法規に従って適切になされているか、 互助会への補助金の額が関係法規に従って適切に計算されているか、 互助会の組織が関係法規に従って運営されているか及び 互助会の経理が関係法規に従って適切になされているかについて監査を行った。

その結果、退職給与引当金の計算において改善すべき誤りが検出された。

群馬県教職員互助会では毎年決算において退職給与引当金を計上している。各年度末の 退職給与引当金計上額は以下の通りである。

平成 16 年 3 月決算末 49,847 千円

平成 17 年 3 月決算末 50,791 千円

平成 18 年 3 月決算末 57,987 千円

平成 16 年 3 月決算末までは、退職給与引当金について、期末要支給額を自己都合による 退職支給額で計算していたが、平成 17 年 3 月決算末から、期末要支給額を勧奨退職による 退職支給額に基づき計算している。

(改善策)

勧奨退職はあくまでも過渡的措置であるはずであり、恒久的なものではない。よってこれを基に退職給与引当金を計算することは誤りであり、決算においては自己都合による期末要支給額により、退職給与引当金を計上すべきである。群馬県教職員互助会を改善指導されたい。

意見

58 群馬県教育委員会職員(事務局・県立学校等)の定期健康診断について

標記の定期健康診断業務については、随意契約で過去 15 年間同一の財団法人 1 者に委託しているが、競争原理が働いていないと思われるので契約方法の見直しをすることが望まれる。

(現状及び問題点)

この健診は、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 66 条、学校保健法(昭和 33 年法律第 56 号)第 8 条及び群馬県教育委員会事務局等職員の安全及び健康管理に関する規程第 33 条に基づき実施するものであり、職員の健康管理及び健康保持増進を図ることを目的として、すべての職員について毎年 1 度行うことが定められている。その実施状況は以下のとおりである。

・随意契約の理由

健康診断については、業務目的が競争入札に適さないため、また特定の技術を必要とするため。また、従来から実施している健診機関で実施することにより、統一したデータ管理ができる。

・指名人選定理由

学校保健法施行規則第9条により、職員の定期健康診断の実施時期は6月30日までとあり、指名健診機関は、ほぼ全日程を期間内に実施することができる。

県内各地に指定する健診会場にきめ細かく巡回できるとともに全検査項目を同時に実施することが可能で、受診者が受けやすい受診体制を提供できる。

公益法人の健診機関として 15 年の委託実績があり、県内の全所属への器材配布 と個人結果及びカルテ貼付用データの作成等、円滑な健診実施及び迅速な事後処 理が可能である。

全受診者のデータを教育委員会独自の健康指導支援システムに合わせた形式の フロッピーディスクにより提出することができ、それを基により効果的な保健指 導が可能となる。

・過去3年度間の契約価格の推移

(単位:円)

検査項目	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
既往歴、身長体重、血圧測定、視力検査	1,400	1,400	1,400
尿検査	250	220	200
胸部×線間接撮影	545	475	440
胸部×線直接撮影 1 枚	1,690	1,470	1,360
胸部×線直接撮影 2 枚	2,680	2,330	2,150
喀痰検査	2,050	1,780	1,640

検査項目	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
聴力検査	400	350	320
貧血検査	300	260	240
肝機能検査	990	860	790
血中脂質検査	990	860	790
心電図	1,470	1,280	1,180
眼底検査	1,000	870	800
血糖(随時血糖)	370	320	300
血糖(HbAlc)	720	630	580
クレアチニン	250	220	200
尿酸	250	220	200
VDT健診	1,600	1,390	1,390
胃がん検診	3,920	3,410	3,410
大腸がん検診	1,690	1,500	1,500
肺がん検診(喀痰細胞診)	2,350	2,060	2,060
肝炎ウィルス検診(C・B型)	1,980	1,730	1,730
財団法人への支払金額合計(税込)	41,817千円	37,260千円	38,210千円

予定単価と契約単価は同一である。予定価格は、前年度契約実績額、価格交渉後の本年度参考見積価格を基に積算している。

過去 15 年間同一の財団法人 1 者に委託している状況は、競争原理が働いていないのではないかと思われる。以下、随意契約の理由等考察した。

・随意契約の理由

健康診断については、業務目的が競争入札に適さないためとあるが、同様な業務を行う者があるとすれば競争入札は可能であり、この場合の業務目的による制限は当たらないと思われる。また、特定の技術を必要とするためとあるが、健診機関は群馬県内だけでも相当数あり、特定の技術を有する者が他にないとはいえない。また、従来から実施している健診機関で実施することにより、統一したデータ管理ができるとあるが、これも工夫すれば克服できるものであると思われる。ただし、昨年度の結果が今年度の結果とともに表示されるといったメリットもある。

・指名人選定理由

健診の実施時期は 6 月 30 日までであるが、それは契約の時期を年度当初にする という問題であって、当該財団法人以外でも対応できるか検討を要する。

県内各地に指定する健診会場にきめ細かく巡回できるとともに全検査項目を同時に実施することが可能な業者は他にもあると思われる。

公益法人の健診機関として 15 年の委託実績があり、県内の全所属への器材配布 と個人結果及びカルテ貼付用データの作成等、円滑な健診実施及び迅速な事後処 理が可能である、とあるがこれも他の業者ではできないということはないと思われる。

全受診者のデータを教育委員会独自の健康指導支援システムに合わせた形式のフロッピーディスクにより提出することができ、それを基により効果的な保健指導が可能となる、とあるが、受注機会均等の立場に立ち、進んで管理データの種類や内容を提供することにより他の機関でも統一した、効果的な管理は実施可能であると思われる。

また、予定単価の積算時の比較検討すべき単価として、医科診療報酬点数及び近隣県の 検査機関の単価が考えられるが、県は最新のデータを持っておらず、何年か前のものしか 保存されていなかった。

(改善策)

委託状況について、過去 15 年間同一の財団法人 1 者に委託し、競争原理が働いていない 状況は経済性の観点から懸念される。上記に掲げた随意契約の理由や指名人選定理由につ いて内容を検討し、競争原理が働くように改善していく取り組みが求められる。

また、比較検討すべき単価として、最新の医科診療報酬点数及び近隣県の検査機関の単価も参照し、チェックすることが求められる。

(参考)

労働安全衛生法第66条(健康診断)

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

学校保健法第8条(職員の健康診断)

学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

2 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

学校保健法施行規則第9条(時期)

法第八条第一項の健康診断の時期については、第三条の規定を準用する。

学校保健法施行規則第3条(時期)

法第六条第一項の健康診断は毎学年、六月三十日までに行うものとする。

59 退職手当の将来負担額について

将来における多額の退職手当の発生は確実に見込まれるものであり、県として財源確保等の対策が必要と思われる。

(現状及び問題点)

平成 18 年度以降将来にわたる教職員退職者の退職手当の将来負担見込額(定年退職、勧奨退職、普通退職)について、福利課で試算したところ以下のとおりとなった。

年	在安区八	教職員	員全体	県立	 学校	/#.#z
数	年度区分	金額	平 17 年度比	金額	平 17 年度比	備考
		億円		億円		
0	平成 17 年度実績	101	100%	35	100%	
1	平成 18 年度見込	106	105%	40	114%	当初予算額
2	平成 19 年度見込	113	112%	44	126%	団曲の世代
3	平成 20 年度見込	117	116%	44	126%	団塊の世代の定年退職
4	平成 21 年度見込	130	129%	39	111%	00年以1
5	平成 22 年度見込	130	129%	40	114%	
6	平成 23 年度見込	133	132%	40	114%	
7	平成 24 年度見込	146	145%	37	106%	
8	平成 25 年度見込	161	159%	41	117%	
9	平成 26 年度見込	172	170%	46	131%	
10	平成 27 年度見込	182	180%	48	137%	
11	平成 28 年度見込	198	196%	46	131%	教職員数の
12	平成 29 年度見込	194	192%	40	114%	ピーク時、義
13	平成 30 年度見込	175	173%	43	123%	務教育校を
14	平成 31 年度見込	172	171%	44	126%	含めた定年
15	平成 32 年度見込	187	185%	56	160%	に達する者
16	平成 33 年度見込	172	170%	50	143%	の数が 500 を
17	平成 34 年度見込	182	180%	54	154%	超える時期
18	平成 35 年度見込	167	165%	52	149%	
19	平成 36 年度見込	170	169%	50	143%	
20	平成 37 年度見込	159	157%	44	126%	
21	平成 38 年度見込	143	141%	36	103%	
22	平成 39 年度見込	154	152%	38	109%	
23	平成 40 年度見込	146	144%	38	109%	
24	平成 41 年度見込	118	117%	32	91%	

年	年度区分	教職員	全体	県立	 学校	備考
数	牛皮区刀	金額	平 17 年度比	金額	平 17 年度比	伸步
25	平成 42 年度見込	110	109%	32	91%	
26	平成 43 年度見込	115	114%	42	120%	

平成 17 年度の実績と比較して、教職員全体で最高 196%(平成 28 年度)、県立学校で最高 160%(平成 32 年度)と、大幅な負担の増加が見込まれている。

注 教職員退職手当の概要については「第4 資料編」4-19 頁参照。

(改善策)

将来における退職手当の発生は確実に見込まれるものであり、県としても財政状態が厳しい中で、今後の退職手当支給に備えての財源確保等の対策が必要と考える。また、今後は、将来の退職手当負担見込額や県財政への影響を把握した上でその対策を検討していくべきであると考える。

学校人事課

学校人事課の所管業務は、以下のとおりである。

- (1) 市町村立学校及び県立学校教職員の採用・人事・定数・服務・勤務時間その他の勤 務条件及び表彰等
- (2) 教職員免許状の授与
- (3) 教職員人事に係る審査請求及び行政訴訟対策
- (4) 教職員の給与に関する制度管理及び事務指導
- (5) 教職員の公務災害補償認定請求等に関する事務
- (6) 教育委員会事務局、市町村立学校、県立学校教職員の給与計算事務の集中処理、電 算化の推進

(監査の視点) 学校人事課の業務は適切に行われているか

意見

60 人事異動に関する処理について

個人別履歴データは現在手書き管理しているので甚だ能率が悪く、早急に電算化をする必要がある。

(現状及び問題点)

学校人事課の主要業務の一つに、県立学校等教職員、市町村立学校県費負担教職員の毎年度の人事異動がある。県立学校の教職員の人事異動については「平成 17 年度末県立学校教職員人事要綱」(平成 17 年 10 月群馬県教育委員会制定。以下「人事要綱」という。)の中の「県立学校教職員人事取扱要領」で以下の項目について規定されている。

3 配置換について

- (1) 基本原則
 - ア 同一校勤続3年未満の者は、原則として配置換を避ける。
 - イ 同一校勤続5年以上の者は、全員配置換の対象とする。 特に、現任校に新規採用された者は、原則として8年までに配置換を行う。
 - ウ 同一校永年勤続者の配置換を促進する
 - (ア)現任校に10年以上勤続する者は、強力に配置換を行う
 - (1)さらに、15年以上勤続する者については、早期にその解消をはかる。
 - エ 生徒急減に伴う定員調整及び学科転換等に伴う異動については、これを優先する。
- (2) 留意事項
- ア 各学校における年齢構成の均衡化及び教科別職員構成の適正化を図る。
- イ 全県的な立場に立って広域にわたる人事交流を促進する。

- ウ 普通教科担当職員については、職業科設置校、へき地相当校及び特殊教育諸学校 等の勤務を原則として一度は経験する。
- エ 職業科担当教員及び普通教科のうち一部の特殊な教科の担当教員については、年 齢等に応じて、一定期間勤務した後には、現任校への再配置換も配慮することを 前提に配置換をする。
- オ 県市間の人事交流に努める。
- カ へき地相当校については、「へき地相当校派遣人事要領」に基づき、全県的な立場から広く人材を求め、派遣人事を促進する。
- キ 教員人事希望表明制度による配置換については、「県立学校教員人事希望表明制度実施要領」に基づき、学校運営に必要な人材を配置し、特色ある学校づくりを 推進する。
- ク 学校運営及び本人の諸事情を考慮する。

上記項目を考慮し、校長と学校人事課で面談・ヒアリングし、学校の状況を考えながら 人事異動案を作成する。

人事異動の業務に必要なデータ管理は、県立学校人事グループが独自に開発したデータベース及び管理システムで行っており、個人別履歴データ(人事記録カード)は、参照する程度の利用状況であるとのことである。

人事記録カード(手処理)は、学校人事課、各教育事務所、県立学校、市町村教育委員会、市町村立学校においてそれぞれ管理している。当該カードは学校別の引き出しに分類整理され、人事異動のたびに手書きで追加記入し、学校を入れ替える。

この件に関する業務処理量等は概ね以下のとおりである。

処理内容 人事異動、各種発令、昇給、条例 年間 42,650 件

改正、異動届処理等

処理対象 県立高校等教職員 4,600 名

市町村立小中学校等県費負担職員 11,600 名 計 16,200 名

(改善策)

県の人事管理の重要資料がいまだに手書きカードで行われているという現状は改善する 必要があり、電算機の環境を考えるとデータ化は早急に取り組むべき課題である。

注 学校人事課では、平成19年度までの計画で「群馬県教育委員会人事管理システム開発」 事業を予算化しており、人事記録のデータ化に取り組んでいる。概要は以下のとおりであ る。

人事記録処理事務を電子データ化し、人事異動データ、給与システム等と連携、また、県庁ネットワーク及び給与データ処理システムで構築した市町村立学校とのネットワークを活用し、一連の処理の大幅な効率化を図る。

導入効果

人事異動、各種発令データ、給与データとの連携により新採履歴、一部の異動事項処理を除き 手処理による作業は必要なくなる。

サーバによる一元管理により各所属でそれぞれ履歴管理を行う必要がなくなる。

履歴管理を電子データ化することで、多様な人事資料、統計資料等が作成可能となる。

学校人事課、教育事務所、県立学校全体として 632 人日/年、3 名相当の節減効果が見込まれる。

61 教育職と一般行政職の給与水準の比較について

教育職の給与水準について一般行政職と比較して優遇あるいは格差があるが、その見 直しを行う時期に来ているのではないかと思われる。

(現状及び問題点)

県職員の平均給料月額等は群馬県報で公表されている。主なものは以下のとおりである。

(1) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (各年度4月1日現在)

区分	一般行政職	公安職	小・中学校教育職	高等学校教育職
平成 17 年度群馬県				
平均給料月額	362,402 円	359,294 円	400,762 円	407,088 円
平均給与月額	428,044 円	472,178 円	442,833 円	458,818円
平 均 年 齢	42.11 歳	41.1 歳	43.0 歳	42.11 歳
平成 17 年度都道府	平成 17 年度都道府県平均			
平均給料月額	359,070円	357,546 円	397,698 円	406,191 円
平均給与月額	442,267 円	510,430円	459,807 円	474,296 円
平 均 年 齢	43.0 歳	41.3 歳	43.5 歳	43.7 歳
平成 18 年度群馬県				
平均給料月額	363,177 円	355,098 円	402,303 円	407,400 円
平均給与月額	427,752 円	464,059円	445,339 円	460,204 円
平 均 年 齢	43.4 歳	40.11 歳	43.6 歳	43.3 歳

- 注 1 平均給料月額とは職種ごとの職員の基本給であり本表では給料の調整額及び教職調整額を含む。
 - 2 平均給与月額は、平均給料月額及び職員手当(ただし、期末手当、勤勉手当、退職手当及び寒冷 地手当を除く)の合計額であり、地方公務員給与実態調査において明らかにされている。

(2) 職員の初任給の状況

(各年度4月1日現在)(単位:円)

区分		平成 1	7 年度	平成 18 年度	
	<u>ь</u> л		2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	170,700	184,400	175,300	188,300
NX 1 J	高校卒	138,800	148,500	141,700	152,500
公 安 職	大学卒	195,600	210,300	200,400	215,000
公 女	高校卒	163,300	177,400	168,200	183,100
小・中学校教育職	大学卒	191,100	205,000	195,600	210,000
7、"个子仪教育啦	短大卒	168,700	187,700	170,400	188,800
高等学校教育職	大学卒	191,100	205,000	195,600	210,000
同分子仪教自嘲	短大卒	168,700	187,700	170,400	188,800

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(各年度4月1日現在)(単位:円)

区分	•	経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
平成 17 年度				
一般行政職	大学卒	286,452	342,188	390,604
一般行政職	高校卒	228,881	287,186	328,768
公 安 職	大学卒	313,571	369,885	411,668
	高校卒	260,975	321,678	363,568
小・中学校教育職	大学卒	315,470	367,761	396,646
70、中子仪教自嘲	短大卒	273,450	338,233	383,647
高等学校教育職	大学卒	313,695	368,755	401,373
同守子仪教自嘅	短大卒	256,333	319,800	369,900
平成 18 年度				
一般行政職	大学卒	286,606	334,583	388,623
一 般 行 政 職 	高校卒	229,225	285,995	321,650
公 安 職	大学卒	297,675	367,485	411,216
公 女	高校卒	261,439	314,506	376,545
小・中学校教育職	大学卒	310,680	366,142	395,561
小、中子仅叙目电	短大卒	283,350	338,783	372,496
高等学校教育職	大学卒	306,457	368,552	400,600
问牙子仪狄月嘅	短大卒	272,500	295,500	342,700

群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和 31 年条例第 41 号。以下「給与条例」という。)によって一般行政職、公安職、小・中学校教育職及び高等学校教育職につき給料

水準が異なっている。このうち高等学校教育職については、公安職、小・中学校教育職とともに一般行政職よりも高額な給与水準の設定になっている。これは「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」(昭和 49 年法律第 2 号。以下「人確法」という。)が制定され、同法第 3 条では「義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない。」と規定しており、各都道府県の人事委員会がこの法律を考慮して、教育職員の給料表を勧告しており、任命権者は、当該勧告に基づいて、条例で教育職員の給料表を定めているためである。

ところが、人確法が制定された当時と現在とでは社会的背景が異なり、また、昨今、国の財政再建が緊急の課題として取り上げられ、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)が制定され、地方公務員の給与制度の見直しが求められるようになった。この中で上記「人確法」の廃止を含めた見直しを行う、としている。

注 群馬県公立学校職員の給与の概要については「第4 資料編」4-12頁参照。

(改善策)

県の教育職と一般行政職の給料表の格差については、今後、国でその取扱いを決定するので、群馬県としては、その結果を踏まえて適切に対応することが必要である。

(参考)

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律

(地方公務員の給与制度の見直し)

- 第56条 地方公共団体は、地方公務員の給与について、国家公務員の給与に係る措置に準じた措置、人事委員会の機能の強化その他の措置を講じ、民間給与の水準を的確に反映されるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、給与に関する情報の積極的な公表を行い、手当の是正その他の給与の一層の適正化に 努めるものとする。
- 3 政府は、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法 の廃止を含めた見直しその他公立学校の教職員の給与の在り方に関する検討を行い、平成十八年度中に 結論を得て、平成二十年四月を目途に必要な措置を講ずるものとする。

62「教職調整額」について

「教職調整額」についてはその存在を含めて見直し検討が必要であると考える。

(現状及び問題点)

「教職調整額」は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」 (昭和46年法律第77号)第3条の規定を受けて、給与条例第1条、群馬県義務教育諸学 校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条に基づき支給されるもので ある。支給対象は高等学校等教育職給料表又は小学校中学校教育職給料表の適用を受ける 教育職員のうち、職務の級が2級又は1級であるものである。

教員については、その職務と勤務態様の特殊性から時間外勤務手当の支給がなじまないため、労働基準法の割増賃金の規定を適用除外し、正規の勤務時間の内外を問わず、包括的に評価して支給する給料相当の性格を有する給与である。「教職調整額」は、給料に含まれるので給料を基礎として計算する諸手当や休職者の給与計算の基礎とされ、退職手当の基礎にもなる。昭和 47 年より制度化されている。

支給額は以下のとおりである。

支給額

支給額 = 給料月額 × 4/100

しかし、勤務の実態如何にかかわらず一律に支給することは業務に積極的にかかわって いる教諭とそうでない教諭を同等に扱うことになり、かえって不公平である。

(改善策)

平成 18 年 6 月 2 日に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が施行され、その中の第 56 条は地方公務員の給与制度の見直しが定められ、第 2 項は「地方公共団体は、給与に関する情報の積極的な公表を行い、手当の是正その他の給与の一層の適正化に努めるものとする」としている。「教職調整額」については、現在、国でその取扱いを検討しており、群馬県としては、国での見直しがなされた場合には、その結果を踏まえて適切に対応することが必要である。

63 平成17年度までの人事評価の問題点について

これまでの人事評価については、評価項目が少ない上に、評価が単純である。また勤務 評定書では抽象的な表現が含まれているケースが散見される。またこの評価が給与等には 反映されず、また評価対象者に開示されていない。

(現状及び問題点)

県教育委員会ではこれまでに高校の教職員について、人事評価自体は行ってきている。 しかし現状の評価は評価項目が少ない上に、評価が3段階(良い、普通、悪い)で非常に

単純である。しかも学校長が1人で全員の教職員の人事評価を行っている。また総合評価については人事評価とは無関係と思われるような抽象的な表現が含まれているケースが散見される。

この人事評価は給与等には反映されず、また評価対象者には開示されていない。

(改善策)

人事評価制度を見直し、評価項目や評価方法等を改善する必要がある。また、人事評価 は相対的な側面もあることから、抽象的な表現をしないこと、評価の根拠を明確にするこ と等検討することが望まれる。

さらに、人事評価の給与等への反映及び評価対象者に対する開示についても取り組みが 求められる。また、外部有識者による人事評価システムづくりへの参画についても検討す ることが望まれる。

注 県教育委員会は平成 18 年度より県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員の人事評価制度について全面的に見直しを行い、評価項目は増加して、単純な評価方法は改善されている。また、評価対象者に対する開示も行うこととしている。

64 平成18年度からの人事評価と優秀教員表彰について

県教育委員会では毎年優秀教員表彰を行ってきている。これは各学校長の評価を基礎に 優秀教員表彰審査会の選考を経て県教育委員会が決めるものである。ところが平成 18 年度 より新しい人事評価制度がスタートしており、優秀教員の評価と新しい人事評価とが混在 している。

(現状及び問題点)

県教育委員会では、これまで毎年優秀教員を各学校長の評価、推薦を基礎に、優秀教員 表彰審査会で選考したものによって、優秀職員を決定し、表彰してきた。ところが平成 18 年度より新しい人事評価制度が実施されることなり、この優秀教員表彰制度とは別の評価 制度が存在することになっている。このままでは優秀な教員を評価する制度が並存する形 になる。

(改善策)

新しい人事評価制度を基礎に客観的に優秀教員の表彰ができるよう改善されたい。また 表彰がマンネリ化しないよう配慮することが望まれる。

高校教育課

高校教育課は公立学校(高等学校、中等教育学校及び特殊教育諸学校)の経営について の指導、助言や設置、廃止に係る業務の担当課で、主な所管業務は以下のとおりである。

- (1) 県立学校の指導の充実と高校教育の振興
- (2) 特別支援教育の振興

(監査の視点) 高校教育課の業務は適切に行われているか

監査結果 指摘事項

65 高等学校定時制課程修学奨励金の債権調書残高の不一致について

標記の奨励金の債権調書(管理簿)上の残高と実際残高の間に不一致があった。適正な 残高の把握を徹底すべきである。

(現状及び問題点)

本奨励金の債権調書(管理簿)上の残高と実際残高の間に不一致があった。

「債権調書 群馬県高等学校定時制課程修学奨励金」の残高 2,004 千円に対して、個別明細である「平成 17 年度高等学校定時制及通信教育振興奨励費補助金一覧表」の補助金残高は 1,680 千円であった。個別検証の結果、1,680 千円が適正な実際残高であることが判明した。この差額 324 千円のうち、504 千円は消滅処理の失念によるものであることが判明したが、残りの 180 千円については、資料の残っている平成 13 年度以後では判明しなかった。

(改善策)

上記誤りは、これまでの記帳方法が、単年度の個別発生・消滅のみの計算に終わり、前期末残高に対する発生・消滅の結果及びあるべき残高との検証手続きが行われていなかったことに起因している。適正な残高の把握を徹底すべきである。

意見

66 高等学校定時制課程修学奨励金の運用面の見直しについて

標記の奨励金について、(1)奨励金支給対象者の基準及び(2)保証人の保証能力の審査について見直しが望まれる点があった。

(現状及び問題点)

(1) 奨励金支給対象者の基準の見直しの必要性について

「群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例」(昭和50年条例第1号。以下「貸与条例」という。)第1条によると、本奨励金の目的は、定時制課程への修学促進、教育機会の均等の保障にあり、貸与条例第2条では貸与条件として、経済的理由により著しく修学困難な者であってその所得が教育委員会規則で定める額以下の者であることが規定されている。

「群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例施行規則」(昭和50年教育委員会規則第1号)第3条第1号によれば、扶養親族なしの場合で、生徒の年間所得279万円(給与所得のみの場合、給与総額は4,162,500円)以下の者まで対象になっており、この金額が高額のため、かなりの高所得者でも奨励金の対象になっていると思われる。

(2) 保証人の保証能力についての審査

貸与条例第4条により、教育委員会が適当と認める保証人2人を立てることが義務付けられているが、保証人の保証能力の審査はできていないのが実情である。

(改善策)

- (1) 本奨励金貸与事業は平成 16 年度まで国庫補助を 1/2 受けて、実施されていた事業であり、「貸与条例」及び同条例施行規則は国の基準によって定めたものである。したがって、本奨励金貸与事業は全国同一基準で実施されている。よって、最低限、平成 16 年度から貸与を受け始めた生徒が卒業するまでは、貸与条件等の見直しは行わないことが妥当であると考えるが、それ以降は修学生の置かれている状況、平均的な給与水準等を考慮した条件・金額等の見直しが必要と思われる。
- (2) 保証人の所得証明等、保証能力を判断できる資料を提出させるべきと思われる。

67 高校入試問題印刷契約における情報漏えい防止について

高校入試問題印刷契約における情報漏えい防止をより一層徹底するため、特定書面を交わすことが望ましい。

(現状及び問題点)

高校入試問題の印刷に関しては、従来から情報漏えい防止のため細心の注意を払っているが、情報漏えいの防止文書は、仕様書に1文努力義務規定を設けているのみである。

(改善策)

契約時点で、特定書面を交わすことが望ましい。

68 随意契約において見積合せ省略理由が不明確な事例について

一者随意契約理由として適当でないものがあった。

(現状及び問題点)

平成 17 年度「夢実現・進路プラン 学力向上授業改善事業」及び「ぐんま未来塾演習等業務」については一者随意契約が行われている。見積合せ省略理由は、「契約の相手方が該当するプログラムやツールを要する唯一の業者である」とあるが、唯一であるかどうかについての調査過程が明らかでない。

(改善策)

機会均等の保障の観点から、仕様を公開したうえで、可能な限り、見積合せか入札を実施することが望まれる。

69 高校改革・改編等の効果の測定、評価について

高校教育改革については、効率性、経済性の観点はあまり考慮されていないが、限りある教育資源を考慮すれば、行政コストの観点からの検討は重要なことと思われる。

(現状及び問題点)

少子化の時代を反映して、中学校卒業者数が平成3年度33,859人をピークに急減し、平成17年度19,946人と今後も減少が予想される。また、時代の急速な進展に伴い、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望などにおいて多様化が一層進んでいる。これらに対応するため、高校教育改革を行う必要が生じてきた。

県教育委員会は、群馬県高校教育改革推進計画策定委員会より「21 世紀に求められる群 馬の高校教育」(平成13年9月)の報告を受け、「高校教育改革基本方針」(平成14年2 月)を決定し、その方針に基づいて、高校教育改革を行ってきた。

主なものは、 高校の統廃合、 新しいタイプの高校の設置等の高校の改編(総合学科高校、単位制高校、フレックススクール)、 高校入学者選抜と通学学区の見直し、高校の男女共学化、 中高一貫教育の導入等である。これらについて、平成 18 年度までを前期計画、平成 19 年度以降 3 年間の計画を中期計画と位置づけている。

これらの改革は生徒の学習・進路希望等、興味・関心、個性化等の多様化に対応し、魅力ある高校づくりにつながるが、従来の改革は、効率性、経済性の観点はあまり考慮されていなかった。例えば以下のような点で検討が必要となろう。

新しいタイプの高校の設置等に伴う行政コスト増について

単位制や総合学科、フレックススクールの導入は、多様な選択科目に対応するための教員の増加を必要とし、生徒の個人別管理を行うためのコンピューターシステムが必要となるため歳出の増加をもたらす。また、選択可能な科目数が増加するため、1 教

室あたりの生徒数も大幅に減少することから生徒 1 人当りの行政コストも普通高校に比較して増加する一面がある。

1 学年当りの適正規模を満たさない普通高校について

群馬県教育委員会が平成14年2月に策定、公表した「高校教育改革基本方針」では、 高校の適正規模は、1学年当り4~8学級とし、適正規模の維持が見込まれない学校は、 統合を検討するとしている。

ところが、その基準以下の学校については、活性化協議会を設置し、高校及び自治体が協力して、高校の活性化策を講ずる、としている。これでは基本方針との整合性に疑問が持たれるが、地元自治体の理解と協力が不可欠であり、そのようになったとのことである。

上記の措置に対して一定の理解は得られるものの、その検討段階において効率性・ 経済性の観点からの分析を行うべきである。小規模学級の学校は共通費負担が多く、 生徒1人当りの行政コストは普通規模の学校に比較して相当多額になると思われる。

(改善策)

高校教育改革については、効率性、経済性の観点はあまり考慮されていないが、教育費 国庫負担の減少、地方分権化の進展、厳しい県予算の状況等、限りある教育資源を考慮す れば、行政コストの観点からの検討は重要なことと思われる。

群馬県の高校教育改革については、計画期間の半ばであり、今後重要な改革が計画されている。新しい取組や高校再編、統合等の改革が経済的・効果的に行われたかを算定し、その評価や反省点を今後の改革に生かしていくという観点は重要である。

そのためには、改革が生徒のニーズや時代の変化に合致していたのか、また当初の想定したものとの乖離状況や諸問題点、さらには改革の実施に伴う行政コストの負担増の評価等、改革による効果を正確に認識することが必要である。

このような分析・評価を今後の学校に対する指導、予算編成や改革計画にフィードバックし、経済的・効率的な高校教育改革を実施することが望まれる。

スポーツ健康課

スポーツ健康課の所管業務の内、県立高校及び特殊教育学校に関するものは、以下のとおりである。

- (1) 学校における保健、安全、体育及び給食の計画・実施についての指導及び助言に関すること。
- (2) 学校保健審議会に関すること。
- (3) 児童及び生徒の保健・安全管理に関すること。
- (4) 学校環境衛生の管理指導に関すること。
- (5) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- (6) 学校保健、学校安全、学校体育及び学校給食関係職員の研修に関すること。
- (7) 学校保健、学校安全、学校体育及び学校給食についての表彰に関すること。
- (8) 学校保健、学校安全、学校体育及び学校給食に係る関係機関又は団体に関すること。
- (9) 学校保健、学校安全、学校体育及び学校給食に関する補助金に関すること。
- (10) 学校給食のための物資に関すること。
- (11) 学校給食の開設、廃止等の届出の受理に関すること。

(監査の視点) スポーツ健康課の業務は適切に行われているか

意見

70 群馬県立学校児童生徒健康診断の業務委託について

標記の定期健康診断業務については、随意契約で過去 15 年間同一の財団法人 1 者に委託しているが、競争原理が働いていないと思われるので契約方法の見直しをする必要がある。

また、健康診断の実施にあたっては、受診状況の取りまとめを行われたい。

(現状及び問題点)

この健診は、学校保健法(昭和33年法律第56号)第6条、学校保健法施行規則第3条に基づき実施するものであり、児童生徒の健康管理及び健康保持増進を図ることを目的として、すべての児童生徒について毎年1度行うことが定められている。この業務の実施状況は以下のとおりである。

(1) 受診状況の把握について

検査項目は学校保健法施行規則第 4 条に規定されているが、受診状況の取りまとめは行っていない。

下記資料は今回外部監査時に依頼して集計したものである。

健診項目	健診対象者数	健診受診者数	健診対象校数	受診率
性的項目	(A)	(B)	()生态 X 1 多X 1 X 女X	(B/A)
心 臓 検 診	13,909	13,751	80 校	98.86%
貧血 検査	6,367	6,138	79 校	96.40%
尿検査:一般	40,086	39,228	72 校	97.86%
尿検査:特殊	1,294	1,213	12 校	93.74%
結 核 検 診	13,909	13,384	77 校	96.23%

- 注1 尿検査:特殊は特殊教育学校を対象にしたものである。
- ・ 未受診理由の主なもの
 - ア 遅刻、不登校、病気欠席の場合
 - イ 健診時点で退学してしまっているが、健診対象者数として残っている場合(定時制に多い)。
 - ウ 特殊教育学校での尿検査は、検診機関に提出する名簿の全員が検診機関で尿検査を受けられるわけではない(病院での検査、または主治医による定期検査を含めて100%受診)。
- ・ 例外・追加分…去年受けなかったが今年受ける場合、編入、帰国子女等
- 未受診者については以下の対策を講じている。
 - ア 尿検査については、全学校に検尿の予備回収日を2~3回設定している。
 - イ 心臓健診・貧血検査については、全日程終了後に予備日を設けている(平成 17年度は延べ 17 会場)。この際に、検尿の回収も行っている。
 - ウ 結核健診については、自校で受診できなかった場合、近隣の他校で受診できるほか、全日程終了後にスポーツ健康課から未受診者調査を行い、各地区の保健福祉 事務所で受診できるよう、保健予防課を通じて調整している。
 - エ 心臓検診及び結核検診について、法定の受診年度に何らかの事情で受診できなかった生徒がいる場合、学校(養護教諭)が必要と認めてスポーツ健康課に相談があれば、翌年度に受診を認めている。
 - オ 児童生徒健康診断の日程終了後でも、その後に実施される教職員の健康診断時に 受診が可能である場合、スポーツ健康課に相談があれば受診を認めている。
 - カ (各学校での対応策)未受診者には、何度も繰り返して提出を促すほか、提出時に持参しない生徒を保健室に集めてその場で採尿させたり、保護者面談の際に採尿容器を渡したり、夏休み前に容器を渡して病院で検査を受けるよう要請するなど、あらゆる機会を捉えて受診を勧めている。

(2) 業務委託の状況について

本契約に関しては、過去 15 年間同一の A 財団法人 1 者に委託している。

委託状況は下記のとおりである。

・過去3年度間の契約価格の推移

検診項目		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
心	臓	2,000円	1,740 円	1,740 円
尿検査:	一般	275 円	250 円	250 円
尿検査:	特殊	330 円	300 円	300 円
貧	申	480 円	430 円	430 円
結	核	注 1	注 1	545 円

注1 結核検査については従来、保健福祉事務所で行っていたが、人員削減で6月30日までに 実施することが不可能となり、平成17年度よりA財団法人で行っている。

・実際支払額の集計(平成17年度)

(単位:千円)

検診項目	健診人数	単価	支払額(税別)	消費税	支払額(税込)
心 臓	13,751	1,740 円	23,927	1,196	25,123
尿検査:一般	39,228	250 円	9,807	490	10,297
尿検査:特殊	1,213	300 円	364	18	382
貧 血	6,138	430 円	2,639	132	2,771
結 核	13,478	545 円	7,346	367	7,713
同戻入(注1)	94	545 円	51	3	54
合計			44,032	2,200	46,232

- 注 1 結核検査初年度で手慣れておらず、集計誤りが3件発生したため、返金した。
 - 2 上記資料については業務完了報告書、実施報告書と突合し、平成 17 年 6 月 30 日までに 完了していることを確認した。

過去 15 年間同一の財団法人 1 社に委託している状況は、競争原理が働いていないのではないかと思われる。競争の確保及び経済性の観点から見て見直しが求められると思う。

以下、一者随意契約の理由を考察した。

一者随意契約の理由として主なものは 心臓及び腎臓疾患の両対策委員会から全校について検査機関を統一することが求められている、 学校保健法で健康診断の機関は6月末日までと定められており、それまでに検査を終了させるためには、全県域を効率的にカバーできる検査機関と契約することが必要である、の2点である。

これに対し、 検診機関は群馬県内だけでも相当数あり、上記条件を満たすものが他にないとは断言できない。受注機会均等の立場に立ち、進んで管理データの種類や内容を提供することにより、他の機関でも統一した効果的な管理は実施可能である

と思われる。また、 健診の実施時期は6月30日までであるが、それは契約の時期を年度当初にするという問題であって、当該財団法人以外でも対応できるはずである。また、予定単価の積算時の比較検討すべき単価として、医科診療報酬点数及び近隣県の検査機関の単価が考えられるが、県は最新のデータを持っておらず、何年か前のものしか保存されていなかった。

(改善策)

現在受診者数、受診率、未受診理由の調査、取りまとめ等については実施していないが、 学校保健法に定められた重要な健診であるので、受診状況の内容を把握・分析しておくこ とが望まれる。

委託状況については、過去 15 年間同一の財団法人 1 社に委託し、競争原理が働いていない状況は経済性の観点から懸念される。上記に掲げた随意契約の理由について内容を検討し、競争原理が働くように改善していく取り組みが求められる。

また、比較検討すべき単価として、最新の医科診療報酬点数及び近隣県の検査機関の単価も参照し、チェックすることが求められる。

(参考)

学校保健法第6条(児童、生徒、学生及び幼児の健康診断)

学校においては、毎学年定期に、児童、生徒、学生(通信による教育を受ける学生を除く。) 又は幼児の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童、生徒、学生又は幼児の健康診断を行うものと する。

学校保健法施行規則第3条(時期)

法第六条第一項の健康診断は、毎学年、六月三十日までに行うものとする。

71 群馬県立学校室内空気検査実施委託について

標記の室内空気検査業務については、過去3年間6者指名競争入札で契約しているが、予定価格の設定に見直しをすべき点が見受けられた。

(現状及び問題点)

平成 14 年 2 月に「学校環境衛生の基準」(平成 4 年 6 月 23 日文部省体育局長裁定)が 改訂され、新たに教室等の室内空気中のホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の濃度を 検査することとされたことを受け、県立学校の空気検査を平成 15 年度から実施している。

- ・平成 15 年度…全学校検査実施。基準値を超えた学校は相当あった。
- ・平成 16 年度…基準値を超えた教室等の検査。基準値の 2 分の 1 を超えた教室等の 検査も併せて実施
- ・平成 17 年度…平成 15 年度の検査の結果、基準値の 2 分の 1 を超えた教室等の検査

3年度間の推移	は以下の	とおり	である。
	100 60 1.00		$\sim \omega_{\Lambda}$

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
検査対象学校数	89(うち分校9)	44	34
教 室 数	409	136	73
外 気	89	45	34
入 札 業 者 数	6	6	6
予定価格(A)	10,918 千円	3,829 千円	1,872 千円
落札価格(B)	7,350 千円	1,694 千円	1,497 千円
落札率(B/A)	67.3%	44.2%	79.9%
落 札 者	(株)G社	同左	同左

この内容に関し、事業実施伺い、予算額調書(支出負担行為)、競争入札調書及び委託 契約書等を各々吟味し、担当者に質問した結果非違は認められなかった。

ただし、平成 17 年度は平成 16 年度より検査数量(検査対象学校数、教室数及び外気)が減少しているのに予定価格は 1,872 千円であり、平成 16 年度の落札価格 1,694 千円より 10%以上高額になっている。積算内容を見ると平成 16 年度の予定単価と同額のものが多く、平成 16 年度の競争入札の効果が活かされていないと思われる。

(改善策)

平成 17 年度の落札価格は結果として平成 16 年度よりも下落したが、予定価格の設定については前年度契約価格を参考にする等改善の余地があると思われる。

(参考)

「学校環境衛生の基準」の一部改訂について(平成14年2月5日文部科学省スポーツ・青少年局長通知) 第1章 定期環境衛生検査(教室等の空気)における改訂内容(抜粋)

1「2.検査回数」について

新たに「ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物」についての検査を、「毎学年1回定期に行う」 こととし、検査の結果「著しく低濃度の場合は、次回からの測定は省略できる」こととしたこと。

72 群馬県立学校簡易水道検査実施委託について

標記の簡易水道検査業務については、一者随意契約で委託しており、見積書の徴収は 省略しているが、原則どおり見積書は徴収する必要がある。

(現状及び問題点)

水道法(昭和32年6月15日法律第177号)第34条の2第2項、水道法施行令第2条及 び水道法施行規則第56条の定めにより、有効容量が10立米を超える受水槽を有する県立 学校においては、水道施設の検査を年1回実施する必要がある。

教育委員会事務局

検査機関については水道法第34条の2第2項により厚生労働大臣が定めているが、群馬県内の登録機関は1ヶ所だけであり(B社団法人)、したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としている。

見積書については、事業の内容から委託先が特定の社団法人に限定され、予算編成時に 委託先及び委託金額(平成 17 年度 1,341 千円)が決定されており、新たな政策的判断を必 要としないので、県財務規則第 190 条第 3 項第 5 号に該当するとして見積徴収は省略して いる。

この内容に関し、関係法令、契約伺い書、請書及び簡易専用水道検査結果書等を各々吟味し、担当者に質問した結果非違は認められなかったが、見積書徴収の省略については、 県財務規則第190条第3項第5号に該当するとは言い難いと思われる。

(改善策)

見積書省略の根拠は「委託金額は決定されている」事であるが、決定されているとは言い難いと思われるので、原則どおり見積書は徴収する必要がある。

注 平成 18 年度からは出納局指導により徴収している。

(参考)

水道法第34条の2(簡易専用水道)

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、 定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

水道法施行令第2条(簡易専用水道の適用除外の基準)

法第三条第七項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が 10 立方メートルであることとする。

水道法施行規則第56条(検査)

法第三十四条の二第二項の規定による検査は、一年以内ごとに一回とする。

73 学校給食の外部委託について

学校給食業務の外部委託について改善すべき点があると思われる。

(現状及び問題点)

学校給食法(昭和29年法律第160号)、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和31年法律第157号)、学校給食法施行令(昭和29年政令第212号)、夜間定時制高校における給食事業の運用(改訂前・後)及び夜間課程を置く高等学校における夜食費補助金交付要綱(平成8年群馬県教育委員会教育長決裁)の定めにより、以下のとおり県立学校の給食事業を実施している。

(1) 学校給食の内容(特殊教育学校)

特殊教育学校について、高校は全日制なので基本的に給食制度はない。これは学校 給食法第3条で給食は義務教育諸学校がその対象となっているためである。

したがって県立高等養護学校4校(前橋、高崎、太田、赤城)について給食制度はない。ただし、赤城養護学校については小・中学部があり、それらは付属している病院の病院食を支給している。

その他の学校については、それぞれ小・中学部に給食制度があるので、便宜上高校の部でも併せて給食を実施している(8校…盲学校、聾学校、みやま養護学校、あさひ養護学校、榛名養護学校、二葉養護学校、二葉高等養護学校、渡良瀬養護学校)。

これらは「完全給食」(注)である。

注 完全給食…給食内容がパン又は米飯(これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む)、ミルク及びおかずである給食をいう。

(2) 給食業務の外部委託について

群馬県の特殊教育学校のうち8校で完全給食を実施しており、榛名養護学校の沼田 分校(沼田市教育委員会に外部委託)以外は全て各学校で調理して昼食及び寄宿舎に おける朝食・夕食を給食として供与している。

今回包括外部監査で監査実施校とした榛名養護学校で、この調理に関する職員人件費のコスト計算について以下の試算をした(数値は平成17年度のもの)。

- 給食の調理等に係る職員(7名)の人件費支給額年度計...35,245,489円(A)
- 一年間に想定される食数…82,838食(B)
- ・ 一食当りの単価...425.47円(A÷B)
- (注)この金額は人件費のみの集計であり、役務費、光熱水費、備品費及び施設費等の県負担に なっている項目は便宜上計算を省略してある。
- 一方、榛名養護学校沼田分校では、給食業務を沼田市教育委員会に外部委託している。この外部委託契約を結ぶ際の予定価格積算時の一食当たりの単価は217.81 円であり、本校における一食当たりの単価を大幅に下回っている。

《給食費コスト 425.47 円 - 外部委託単価 217.81 円 = 207.66 円(一食当たりの単価)》

上記の結果、県の職員による給食の調理コストは民間のそれに比し明らかに高額であると思われる

(改善策)

給食業務の効率化を図るために外部への業務委託を検討する必要がある。

教育委員会事務局

(参考)

学校給食法第4条(義務教育諸学校の設置者の任務)

義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第3条(設置者の任務)

夜間課程を置く高等学校の設置者は、当該高等学校において夜間学校給食が実施されるように努めなければならない。

群馬県総合教育センター

群馬県総合教育センター(以下教育センターという。)は、県立学校及び市町村立学校の教職員研修の中核的機関として、教職員の資質の向上を目指し、研修・研究、教育相談、教育情報の整備・発信の各事業に取り組むとともに、附置機関である特別支援教育センターの各種事業を行っている。これらの業務は今後ますます重要性が増し、監査する必要があると思われたので今回の包括外部監査の対象とした。

教育センターの所管業務は、以下のとおりである。

- (1) 教育関係職員の研修の企画及び実施に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修についての総合的な調整に関すること。
- (3) 教育に関する重要な事項及び専門的技術的事項についての調査研究及び指導助言に関すること。
- (4) 教育相談に関すること。
- (5) 障害児の就学相談に関すること。
- (6) 教育に関する資料の収集、作成、提供及び活用に関すること。

なお、「特別支援教育センター」を併設しており、特別支援教育に関する研修、調査研究、相談等も所掌している。

教育センターの概要について

1 沿革

昭和 42 年 4 月 群馬県教育センター設置(前橋市)

平成 6年 1月 群馬県総合教育センター開所(伊勢崎市)

2 施設の概要(平成 18 年 3 月 31 日現在)

土地の概要 (単位:千円)

	現況	登記面積(m²)	実測面積(m²)	取得年月日	取得価額
宅	地	32,922	32,922	平成 9.3.10	2,982,366

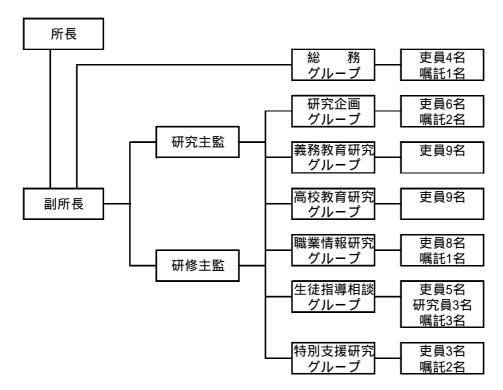
建物の概要 (単位:千円)

名称	建築面積(m²)	延べ床面積(m²)	取得年月日	取得価額
本館・講堂	2,734	15,074	平成 5.8.31	4,511,739
宿 泊 棟	528	2,068	平成 5.9.17	636,645
体育研修棟	1,748	2,444	平成 6.1.31	660,734
器具庫	12	12	平成 6.3.15	5,871
温 室	25	25	平成 6.3.15	8,755
自転車置場	24	24	平成 6.3.15	8,755
合 計	5,074	19,649		5,832,500

3 組織·職員

平成 6 年 69 人 平成 7~15 年 65 人 平成 16 年 61 人 平成 17 年 58 人 平成 18 年 55 人

組織図:平成18年4月1日~



4 教育センター改革の内容

平成 17 年 4 月 群馬県総合教育センター改革検討委員会の設置

構成員:所長、副所長、研修部長、情報相談部長、各GL

個別テーマ検討会(所長・副所長・部長:オブザーバー)…7テーマ

平成17年4月~ 改革の実行

教育センターでは、本県教育のシンクタンクとしての機能をさらに強化し、教職員はもとより、児童生徒、保護者、県民にとって、一層役に立つ教育センターを構築するための抜本的な改革を推進してきた。教育センターでは、著しい社会の

変化や新たな教育問題・内容に対応した教育を推進するため、調査研究や研修講 座企画運営、教育情報の提供等を行っている。

平成 18 年 4 月

センター組織の再編成…センター改革を実効性のあるものにするため、今まで以上に迅速な意思決定のできる機動的な組織に再編成した。

主監制の導入 横断的業務の推進 グループの再編 職員の意識改革の徹底

5 事業概要

- (1) 課題調査研究…教育の今日的課題、群馬県の教育課題等の解決に向けた調査研究を推進し、本県の教育力の向上を図る。
- (2) 研修講座…ぐんま教職員ステージアップシステムの定着を目指し、本県教職員のより一層の資質能力の向上を図る。研修の成果を児童生徒、保護者、県民に還元するよう努める。
- (3) 教育研修員育成…研修員制度を見直し、教育課題解決及び学校現場により役立つ教育研修員制度の再構築。
- (4) 学校教育活動支援

カリキュラムセンターの運営…教育活動全般(特色ある学校づくり、授業改善等)に係る支援、教育に関する情報(図書、資料等)の収集、閲覧及び提供

子ども教育支援センターの運営…いじめや不登校等の教育にかかわる相談と子どもの発達に関する相談の総合窓口。

(5) 教育情報提供…「ぐんま教育フェスタ」の開催、21 世紀ぐんま教育賞、教育研究情報誌「ぐんまの教育」その他の刊行及びセンターWebページ、メールマガジン等により教育情報を提供。

(監査の視点) 教育センターの業務は適切に行われているか

監査結果 指摘事項

74 講師等への謝礼の一者随意契約について

随意契約の見積合せ省略理由の記載がないものがあった。

(現状及び問題点)

報償費について、講師等への謝礼のうち、予定価格が10万円以上の契約であるにもかかわらず支出伺い等で見積合せ省略の理由が明記されていない以下のものが検出された。

(1) 教頭研修

- ・ 内 容: 平成 17 年度「小学校教頭研修 組織の活性化を図るコーチング 」 及び「中・高・特教頭研修 - 組織の活性化を図るコーチング - 」の講師等報償 (県単)
- · 金額:452 千円

(2) 校長研修

- ・ 内 容:平成 17 年度「小学校校長研修 組織マネジメント(実践編) 」の講師等報償(県単)
- ・ 金 額:194 千円

随意契約の場合でも、県財務規則第 190 条により見積合せをすることが求められており、 見積合せを省略する場合には、その理由を明示する必要がある。

(改善策)

随意契約は競争入札によらず、任意に相手方を選択して契約を締結するという方式であることから、県財務規則においても随意契約をしようとする場合は、原則としてなるべく3者以上の者から見積書を徴さなければならないとされており、上限額が定められ予定価格の作成や見積合せの実施が規定されている。随意契約が制限される趣旨は、契約事務の厳正公平を確保することである。随意契約の締結に当たってはその競争原理の確保のために慎重さを求められている点を十分に考慮し、安易に随意契約が行われていないかどうかに配慮する必要がある。

特に一者随意契約は県財務規則第 190 条第 1 項第 2 号で認められているが、例外的な方式であり、業者との契約価格に関する客観性、合理性の確保、教育センター運営の効率化等の観点から、見積合せ省略理由の根拠条項の明記が必要であることを再確認し、適切に対応されたい。

75 備品の現品確認について

備品の現品確認は、県財務規則第 231 条に規定されており、規定に従い実施すべきである。

(現状及び問題点)

県財務規則第 231 条では「物品管理者は、毎年 8 月中に、物品について記録してある数量と現物を照合し、確認するとともに、必要がなくなった物品については、管理換又は不用の決議をしなければならない。」としている。

同条に規定されている手続は、物品の記録と現物を照合し、確認するという実在性に関する手続と、必要がなくなった物品についての管理換又は不用の決議といった必要性に関する手続の両方を要請している。

この規定にしたがって、教育センターでは、毎年 8 月中に現品確認を実施しているとのことである。具体的には備品一覧表をプリントアウトし、供用者毎に該当する部分を渡して現品を確認する方法である。

しかし、供用者が実施した現品確認の結果の回収は完全ではなく、不明資産の調査やシールの貼付状況の調査、必要がなくなった物品の状況の調査も行われていない。また、物品管理者への報告も行われていなかった。

したがって、教育センターが実施した手続は、実在性の確認が網羅的ではなく、必要性 に関する手続が実施されていないこととなる。

(改善策)

備品の現品確認は現物確認のほか、備品の利用状況や稼働状況、整備状況等も確認する 重要な事務手続きである。

そのため、備品の現品確認を実施するに当たっては、事前にその実施方法、実施時期、 実施手続、実施時の物品の取扱い、結果の報告方法等の説明を十分に行い、確認洩れや二 重確認等が行われないようにする必要がある。

また、事後的には現品確認を行った結果について、物品管理担当者は不用品、廃棄すべき備品、シールの貼付洩れの状況等を集計し、物品管理責任者に報告する必要がある。物品管理責任者は補足処理の指示を出し、物品管理担当者は補足処理をすることとなる。これらの一連の作業を通じて現品確認の作業が終了することとなる。

76 薬品の管理状況について

教育センターは、毒物・劇物に指定されている薬品を取り扱っていることから、適正な 保管管理を徹底すべきである。

(現状及び問題点)

薬品については、薬事法(昭和35年8月10日法律第145号)、毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号。以下「毒劇法」という)及び農薬取締法(昭和23年法律第82号)により、適正使用と管理が求められている。また、群馬県では「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」(平成10年7月30日群馬県保健福祉部長通知)により群馬県庁各機関、国関係機関及び各市町村並びに民間関係団体等に毒物及び劇物の適正な保管管理等の周知徹底を指導している。

薬品の管理状況について確認したところ以下の問題点があった。

- (1) 日常の管理や現品確認の方法について教育センター内部の規定が作成されていない。
- (2) 薬品一覧表が作成され、受払いはコンピューター上で管理しているが、現物照合は 平成 17 年 3 月以降前任者が行って以来実施した形跡がない。
- (3) 金属製の薬品保管庫が2台あるが、1台は利用されておらずガラス戸棚の保管庫で保管している。
- (4) 取得後相当期間経過した薬品が保管されている。今後研究・研修で必要になるため 保管しているとのことである。校内研修を支援する出前講座等を随時行っているため 指示薬等を複数用意しておく必要があるとのことだが、使用頻度の低い薬品を含めて、 多くの薬品を保管することはそれだけ事故の発生率も高くなる。

(改善策)

薬品の危険性にかんがみ、関係法規に従い適正な保管管理を徹底すべきである。

意見

77 教育課題調査研究の成果の普及について

教育センターは教育に関する調査研究を主要業務としているが、その成果を各学校等に広 めるように努めることが望まれる。

(現状及び問題点)

教育課題調査研究については以下の3項目につき重点的に取り組んでいる。

(1) 調査研究内容の焦点化

研究分野	研究項目	責任者	指導主事	長期研修員
教職員の資質向上	・教職員の資質向上	1名	8名	2名
学習指導	・児童生徒の学力向上	2名	7名	3名
	・指導方法の改善	1名	7名	5名
	・総合的な学習の時間の充実	1名	5名	1名
	・小学校英語活動	2名	5名	2名
生徒指導	・積極的な生徒指導	1名	6名	2名
	・教育相談、発達相談の実践	2名	5名	3名
進路指導	・キャリア教育の充実	1名	8名	2名
	・進路実現支援	1名	7名	1名
組織マネジメント	・学校経営の在り方	2名	6名	4名
地域連携	・地域の施設や人材の活用	1名	8名	1名

- 人数については重複して担当しているものがある。
- ・ 組織横断的なプロジェクトチームを組織し、総合的な調査研究を行う。
- ・ 指導主事と長期研修員による共同研究を推進し、調査研究の効率化を図る。

(2) 児童生徒学力向上調査研究

児童生徒質問紙調査、児童生徒学力診断テスト及び学校調査等を行っており、指導方法改善、授業改善及び研修講座への活用を図っている。

(3) 群馬大学との連携による共同研究(「教育改革・群馬プロジェクト」) 平成 16 年度から開始した。平成 18 年 3 月には共同研究中間報告書を発行している。

調査研究に関しては、特に教育センター改革の主要テーマであり、平成 18 年度より改革 方針に基づき実施されているが、調査研究の成果の普及に関する取り組みは十分ではない と思われる。

(改善策)

調査研究に伴う成果を各学校等に広めるように努めることが望まれる。

78 研修の充実について

初任者研修等に関して国庫補助制度が終了し、県単事業になったことから、講座数、研修 日数等の減少は避けられないと思われる。研修の重要性を考えたとき、今まで以上に研修目 的を明確にし、重点化や効率化に努めなければならない。

(現状及び問題点)

教育公務員は絶えず研究と修養に努めなければならないとされ、自ら主体的に研鑽を積むことが強く求められている。教育センターにおける研修の概要は以下のとおりである。

(1) 研修講座の内容(平成18年度研修基本計画による)

研修講座名 内 容 初任者・経験者 初任、5年、10年、15年、20年と教職員の経験年数に応じ、教職員の テイフステージの節目において該当者全員を指定して実施。 教育課題の解決に向けて、教職員の職能成長、指導力の向上を図るため、職務・経験年数に応じた該当対象者が全員受講する研修として実施。 教職員の教科・領域等の専門性や実践力を高めるため、希望者を対象として実施。 教職員の二一ズの多様化に対応し、主体的な研修参加の意欲に応えるため、希望者(教職員以外も含む)を対象として実施。 サ ポ ー ト 自主的、主体的な研修活動を支援するために、土・日曜や平日時間外な セ ミ ナ ー どに、センターの施設を使用して研修の機会を提供。								
研 修 ライフステージの節目において該当者全員を指定して実施。 お育課題の解決に向けて、教職員の職能成長、指導力の向上を図るため、職務・経験年数に応じた該当対象者が全員受講する研修として実施。 教職員の教科・領域等の専門性や実践力を高めるため、希望者を対象として実施。 オープン研修 教職員のニーズの多様化に対応し、主体的な研修参加の意欲に応えるため、希望者(教職員以外も含む)を対象として実施。 サ ポ ー ト 自主的、主体的な研修活動を支援するために、土・日曜や平日時間外な		研修記	媽座名		内容			
指 定 研 修 教育課題の解決に向けて、教職員の職能成長、指導力の向上を図るため、職務・経験年数に応じた該当対象者が全員受講する研修として実施。 教職員の教科・領域等の専門性や実践力を高めるため、希望者を対象として実施。 教職員のニーズの多様化に対応し、主体的な研修参加の意欲に応えるため、希望者(教職員以外も含む)を対象として実施。 サ ポ ー ト 自主的、主体的な研修活動を支援するために、土・日曜や平日時間外な	初任	壬者	・経験	者	初任、5年、10年、15年、20年と教職員の経験年数に応じ、教職員の			
指 定 研 修 職務・経験年数に応じた該当対象者が全員受講する研修として実施。 教職員の教科・領域等の専門性や実践力を高めるため、希望者を対象として実施。 オープン研修 教職員のニーズの多様化に対応し、主体的な研修参加の意欲に応えるため、希望者(教職員以外も含む)を対象として実施。 サ ポ ー ト 自主的、主体的な研修活動を支援するために、土・日曜や平日時間外な	研			修	ライフステージの節目において該当者全員を指定して実施。			
職務・経験年数に応じた該当対象者が全員受講する研修として実施。	받	÷	ZΠ	修	教育課題の解決に向けて、教職員の職能成長、指導力の向上を図るため、			
 希望研修して実施。 オープン研修 教職員のニーズの多様化に対応し、主体的な研修参加の意欲に応えるため、希望者(教職員以外も含む)を対象として実施。 サポート自主的、主体的な研修活動を支援するために、土・日曜や平日時間外な 	18	Æ	丗 修		職務・経験年数に応じた該当対象者が全員受講する研修として実施。			
して実施。	<u>*</u>	胡	ZΠ	悠	教職員の教科・領域等の専門性や実践力を高めるため、希望者を対象と			
オープン研修 め、希望者(教職員以外も含む)を対象として実施。 サポート自主的、主体的な研修活動を支援するために、土・日曜や平日時間外な	fb	布 堂 城 修			して実施。			
め、希望者(教職員以外も含む)を対象として実施。 サ ポ ー ト 自主的、主体的な研修活動を支援するために、土・日曜や平日時間外な	+	オープン研修		- 3 、 TT / / 2		- ,	悠	教職員のニーズの多様化に対応し、主体的な研修参加の意欲に応えるた
	7)				め、希望者(教職員以外も含む)を対象として実施。			
セ ミ ナ ー どに、センターの施設を使用して研修の機会を提供。	サ	ポ	_	۲	自主的、主体的な研修活動を支援するために、土・日曜や平日時間外な			
	セ	Ξ	ナ	-	どに、センターの施設を使用して研修の機会を提供。			
県民に教育センターの施設を開放することを重視した内容とし、「県民 県 民 教 室	ı=	R	民教室		県民に教育センターの施設を開放することを重視した内容とし、「県民			
原 民 教 室 の日」関連事業として実施。	示	戊			の日」関連事業として実施。			

(2) 研修事業の推移

	X	分		平成 15 年度	16 年度	17 年度	18年度(計画)
講	<u> </u>	<u>¥</u>	数	169	147	130	120
研	修	日	数	627	561	527	492
受	講	者	数	8,594	8,535	7,331	7,620
(内:	高校)	(1,203)	(1,580)	(1,321)	
延	ベ受	講者	数	36,668	28,385	24,751	28,158
(内:	高校)	(8,716)	(7,443)	(6,707)	

- ・ 全体的に予算削減により減少傾向にある。
- ・ そのため、研修内容を見直し、重点化を図っている。
- ・ また、参加する教職員のため学校現場への配慮も行っている。
- ・ これらにより講座数、研修日数とも減少しているが、希望研修から指定研修へシ フトするなど内容の工夫をしている。

(3) 国庫補助の状況

平成 16 年度までは初任者及び 10 年経験者研修等には国庫補助制度 (1/2 補助) があったが、平成 17 年度より廃止され、県単事業となった。

(4) 研修実施時期の集中について

夏季休業を中心とする長期休業期間に集中しており、2月3月の年度末時期は少ない。 そのために、夏季は施設の収容定員一杯であり、年度末には未使用施設が多くなって しまう。

(5) 研修の一元化と各市町村教育委員会との対応

教育委員会事務局各課や各市町村教育委員会や同教育研究所が独自に実施する研修が質的にも量的にも充実してきており、センター研修と重複や競合する場面も生じてきている。今後、市町村合併によって管理下学校数が増えた自治体の教育委員会と、合併しない自治体の教育委員会それぞれの置かれた状況等を踏まえた対応が必要となってきている。

(改善策)

国庫補助制度が終了し、県単事業になったことから、引き続き厳しい財政状況が予想され、講座数、研修日数等の減少は避けられないと思われる。研修の重要性を考えたとき、今まで以上に研修目的を明確にし、重点化や効率化に努めなければならない。

夏季休業研修を中心とする長期休業期間に集中している研修については、改善を図り、 実施時期、内容等の再検討を行う必要がある。稼動の低い時期(2、3月)の有効利用のた めには現在実施している会議可能なスペースとしての活用方策の拡大も検討されたい。

また、研修の立案・運営に当たっては、県内各大学や研究機関等及び研修機関との連携を図り、各市町村教育委員会との対応も重複や競合を避け、きめ細かに行う必要がある。

79 個人別研修評価について

個人別研修評価と研修状況の把握及び指導は、今後の課題として取り組むことが望まれる。

(現状及び問題点)

昨今全国的には、各種専門家の自己研修制度が導入されており、個人別に履修単位の義務を課している団体が増えてきた。国が導入を検討している教員免許更新制度も視野に入れ、教職員についてもその専門的能力や教育者としての質の維持、研鑽等は欠かせないものになっているといえる。国庫補助が廃止され各自治体にその分野の業務が委ねられる様になった今日、重点的・効率的に業務を進める一方で、各教職員の個人別研修評価と研修履行状況の把握・管理についてもその重要性が増している。

研修の受講状況(受講回数、研修日数等)に関する個人別または学校別のデータ管理は特に行われていないが、「研修講座運営管理システム」によって個人別データ等は把握されており、教職員番号検索で各教職員の研修履歴等は検索可能である。

しかし、毎年の人事異動の際、学校人事課から異動データを入手した後に受講者データを入力するため、入力完了は5月中旬になり、受講者管理に支障をきたしているのが現状であり、「研修講座運営管理システム」が十分活用できていない。

(改善策)

教育者としての自己研修、専門的能力の向上が求められている中、個人別研修評価と研修状況の把握及び指導は今後の課題として取り組む必要があり、義務履修単位の設定等についても検討することが望まれる。

80 教育研修員育成事業に係る課題について

教育研修員育成事業によって指導力の向上を図ることが期待される。また、指導力向上研修につき検討すべき点が見受けられた。

(現状及び問題点)

(1) 教育研修員育成事業

本事業は、本県教育課題の解決に向けた指導主事と研修員による共同研究や授業改善に向けた研修を通じ、教育課題及び学校現場の活性化に貢献することをねらいとしており、以下の制度がある。

長期研修員制度...1 年間、学校を離れ、教育センターで研究活動を行う。

平成 17 年度では、40 名を受け入れた(平成 18 年度 38 名)。

この研修では、各学校や地域における研修・研究の推進者としての資質の向上を図るとともに、全県的な視野に立った教育課題の解決のための研修・研究を行う。

平成 18 年度 38 名の内訳

・ : 共同研究プロジェクト(平成 18 年度より)…25 名

・ : 自主テーマ研究(従来より) ...13 名

籍は学校に置いたまま(置籍)で、服務管理は教育センターによる。申込は本人 の希望及び校長の推薦による。主にリーダー育成を目途としている。

特別研修員制度…研修期間は1年間、研修日は年間25日、原則木曜日。 特別研修員制度は、主に研修効果を教育現場に波及するねらいがある。 平成18年度121名の内訳

・ : 授業改善に視点をあてた講義、授業参観及び授業実践...81 名

・ : 自主テーマ研究…40 名

年度	長期研	肝修員	特別研修員		合計		
平成 13 年度		38		138	176		
平成 14 年度		38		135	173		
平成 15 年度	40		137		177		
平成 16 年度	40		135		175		
平成 17 年度	40		134		174		
平成 18 年度					159		
十八八〇千夏	25	13	81	40	109		
合計		234	800		1,034		

長期・特別研修員の人数推移

平成 17 年度長期研修員 40 名、特別研修員 134 名は、全国でも上位に相当する人数である (注)。

注 平成 17 年 9 月、全国教育研究所連盟の都道府県・指定都市立機関に照会・調査。 「平成 17 年度都道府県指定都市教育センター要覧」も参照。

上記研修事業については、学校現場で実績を挙げ、将来教員集団をリードしていく ことが期待される教員が選考を経て研修を受けているが、それ以外の教員にもこのよ うな研修の機会を与える必要があると思われる。

(2) 指導力向上研修事業

学習指導や生徒指導、児童生徒や保護者への対応等に課題を有する教員に対する研修で、平成 16 年度より実施している。平成 17 年度は義務教育教員 1 名、県立学校教員 1 名が対象者であった。

研修員個々の実態に応じ、課題解決に向けた研修を実施しているが、市町村教育委員会・所属校職員等への研修制度の周知徹底が十分とはいえないと思われる。

注 研修対象者は1年間学校現場を離れて教育センターで集中して研修を受けるが、その間給与は通 常通り支払われる。ただし、勤勉手当の一部減額措置を実施することが決定されており、平成18 年12月期から段階的に適用し、平成19年度から完全実施することとなっている。

(改善策)

- (1) 教育研修員研修は、将来教員集団をリードしていくことが期待される教員を対象と しているが、より一層指導力をつけたい教員を対象とした研修も実施し、指導力の底 上げを図る必要がある。
- (2) 指導力向上研修について、制度の内容を充実する意味からも市町村教育委員会・所属校職員等への周知徹底を図る必要がある。

81 学校教育活動支援事業について

カリキュラムセンター、子ども教育支援センターともに今後重要性が増すと思われるので 業務の効率化が求められる。そのためには窓口業務・資料検索・運用管理等の効率化のため の電子化を進めることが必要である。

(現状及び問題点)

学校教育は、急速な社会の変化の中で様々な課題が山積している。その問題や課題の解決を目指し、学校教育活動への支援を行うとともに、児童生徒・保護者等の要望に応えられる支援を目指して、2つの窓口を開設している。

(1) カリキュラムセンター

- ・ 校内研修等の支援(研修会等への講師派遣、出前講座の実施等)
- ・ 図書館機能…教育関係図書(22,749冊)、教育研究紀要・教育関係研究報告書等(48,271 冊)、新聞(4紙)、教育関係雑誌(寄贈を含め62タイトル)等の閲覧及び貸出
- ・ 教育関係資料(指導案、ワークシート、年間指導計画、シラバス、学校要覧等)の閲覧 及び提供
- ・ 人権教育啓発ビデオ、エル・ネット録画ビデオの視聴及び貸出
- ・ 市販教育用ソフトウェア (207種類)の試用、教育研修員作成ソフト (611本)の試用及び提供…利用可能パソコン5台、平成17年度提供数144本

カリキュラムセンターの利用状況は、「支援集計表(共有電子ファイル)」で管理しており、所内ネットワークを通して全所員が情報を共有している。

また、教育関係図書の管理は電算化され、効率的に検索、貸出ができるようになっている。 しかし、教育研究紀要、教育関係研究報告書及び教育関係資料(指導案、ワークシート、 年間指導計画、シラバス、学校要覧等)は一部しかデータベース化されていないため、利用 は来所する場合に限られてしまう。

利便性を向上させるため、水・金曜日の時間延長、第2・4 土曜日開所(午前)を行っている。

(2) 子ども教育支援センター

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している今日、犯罪行為や暴行に代表される問題行動の増加が懸念されている。また、不登校やいじめ等の適応上の課題や学習障害・注意欠陥多動性障害・高機能自閉症等の発達上の課題を抱えた子どもたちと保護者からの相談が増加している。そのため支援センターの機能を強化すべく、以下の対策を実施している。

- ・ いじめや不登校等の教育に係る相談と子どもの発達に関する相談の総合窓口
- ・ 水・金曜日の時間延長、第2・4土曜日開所(午前)
- 訪問相談…不登校等の教育にかかわる相談の指導員2名追加(新規)

- ・ 相談記録等…個々のカード、相談事例集計あり(毎月)
- ・ 関係機関連携…学校、児童相談所、精神医療センター、こころの健康センター、 市町村の適応指導教室との連携
- ・ 広報…各学校にいじめ電話相談カード(30万5千枚)・リーフレット配付、県内各機関に発達相談便り配付、webページに掲載
- ・ 市町村との関係…市町村にも教育研究所、相談窓口がある。また研修については 支援協力している。教育指導者の育成、連携もある。
- ・ 発達相談について…センターに来所できないケース、遠隔地等については訪問相 談を実施。幼稚園・保育所については要請によりアドバイスを実施。

相談事例についてはデータベース化されておらず、貴重な資料の効率的利活用が十分 に行われていないと思われる。

(改善策)

(1) カリキュラムセンター

教職員が多忙感をもっている中、学校現場の教職員を支援するために、より利便性を向上させる施策を行うことが求められる。特に、窓口業務・資料検索・運用管理等の電子化をさらに進め、効率化することが必要である。

具体的には教育関係資料(教育研究紀要・報告書、指導案、シラバス、ワークシート、年間指導計画、学校要覧等)を電子化及びデータベース化し、webページの充実を図り学校現場で効率的に利用(検索、閲覧等)できるような環境を整備することが望まれる。

注 教育センターではその作業を平成 19 年度目標に行う予定である。

(2) 子ども教育支援センター

カリキュラムセンターの場合と同様に相談事例のデータベース化及びwebページの充実等によって利便性を向上させる施策を行うことが求められる。

また、関係機関相互のネットワークづくりをさらに進めて、相談活動の充実と相談関係者の資質及び技能の向上を図ることが求められる。

特に発達上の障害を持った子どもに関しては、相談する方法もわからない保護者も多く、社会的問題として取り上げられるようになった状況下、群馬県の教育相談の中心的な役割を担う教育センターは、広報活動をより拡大し、一人でも多く課題を持つ子どもの力になれるよう努めることが望まれる。

82 備品管理における一式管理について

個々に利用し、管理すべき備品が備品管理台帳上、一式管理されている。

(現状及び問題点)

重要物品について現品確認をしたところ、システムの一部であるが、個々に利用し、個々に管理すべき備品が備品管理台帳上一式管理されているものもあることが判明した。

備品管理台帳上一式管理されていて10.000千円以上の備品は以下のとおりである。

備品番号	備品名称	取得年月日	取得価格(千円)
H11-14821	視聴覚機器システム	H5.10.29	245,140
H11-14826	メカトロ実習パソコン一式	H5.10.29	13,288
H11-16362	F A システム一式	H6.2.14	66,538
H11-17486	トレーニング器具一式	H6.3.31	20,085

多くは購入後、備品管理台帳登録時に個々の備品価格を算定するのが困難なために契約 価格でシステム全体を一式と登録したことによる結果である。

一式管理による弊害は以下の点にある。

まず、現品確認作業が困難になることである。現品確認は県財務規則第 231 条に基き年に 1 回実施しなければならないが、このとき一式管理されているものの実在性がすべて確認されているのか立証することが困難である。備品整理票も複数ある備品の中の一つしか貼付していない。実際、監査人が現品確認した際も一式管理されているものがすべて揃っているのか否か、またどれがどれに該当するのかわかりにくいものもあった。

次に備品が一式管理されているため、個々の備品が壊れたり紛失したりした際、あるいは個々の備品の仕様が古くなったような場合に、個々に不用の決定及び廃棄の決定ができないことである。備品番号は一つしかないのであるから、全体として不用の決定及び廃棄の決定をしなければ備品管理台帳から削除することはできない。そのため一式管理されている備品の一部を個別に補充するということができない。

(改善策)

備品管理台帳へは、契約ごとに一式に登録するのではなく、個々の備品の利用目的に沿って登録する必要がある。それにより備品整理票は利用目的に沿った本来的な一式の備品に貼付されることになるため、現品確認がしやすくなり、備品の管理は明確になる。

83 備品を調達するにあたってリース等の方法の検討について

コンピューターを調達するにあたって購入契約とリース契約による場合があるが、取得 方法について比較検討する一定の基準を示すことが必要である。

(現状及び問題点)

教育センターは、6階のパソコン室(本体37台・契約期間4年・契約金額8,668千円) 及び3階事務室(本体51台・契約期間5年・契約金額9,065千円)のパソコンについてそれぞれ平成17年8月1日より長期のリース契約を締結した。リース契約に至った経緯は、教育委員会の予算編成時の方針ということである。

このことに関し、リース契約の場合、購入契約の場合よりも単年度予算の影響度が少なく、予算状況が厳しい折には導入しやすいという側面がある反面、経済計算的には割高になる面もあると思われるが、今回の契約に関しての比較検討内容を確認できなかった。

(改善策)

コンピューターの取得方法につき購入契約とリース契約の選択について、緊急導入の必要性や経済性等を比較検討する一定の基準を示すことが必要である。

比較項目としては、リース料率、金利の動向、使用中のメンテナンス経費負担の状況及 びコンピューター環境への対応の柔軟性(購入契約で長期使用しているとプログラムの変 化に対応しきれなくなる可能性が増大する)等が考えられる。

84 宿泊棟施設の利用状況について

利用状況の低い宿泊棟があることから、今後の利活用に関する検討が必要である。

(現状及び問題点)

宿泊棟について利用状況を確認したところ以下のような状況であった。

年度	稼働日数	宿泊者数	延べ宿泊者数
平成 15 年度	21 日	1,020 人	1,335人
平成 16 年度	21 日	446 人	926 人
平成 17 年度	20 日	453 人	960 人

施設の収容定員は 150 人である(洋室 2 人室 × 60 室 = 120 人、和室 10 人室 × 3 室 = 30 人)。 年間最高稼働日数を 200 日とすると、その収容人数は 30,000 人である。宿泊研修は常時行われているわけではないが、諸事情を勘案しても利用率は低いといわざるを得ない。

現在開催されている宿泊研修としては、新規採用者研修・5 年経験者研修・10 年経験者研修等である。また平成 17 年度まで県の教育委員会学校人事課で行っていた新任校長・教頭研修等を平成 18 年度からは教育センター主催で実施することとしている。

教育委員会事務局

建物は宿泊のみの利用目的で建設されているため、宿泊のないときには追加的な維持費は必要ではないとのことである。しかし平成6年に建築後10年以上が経過し雨漏りが発生しているため今後継続して使用するには修繕が必要となる。また、ボイラーは常時使用できるタイプのものではないため限られた時間内でしか入浴やシャワーの利用ができない。

宿泊研修は研修生から敬遠される傾向にあり、現在1年に十数回の開催である。また、宿泊研修の実施には、人件費の面から手当も必要になり今後も宿泊日数の増加は難しい状況にある。さらに、近隣にホテルがあり一泊程度であればそちらを利用することも可能である。

研修所が遠いため、前泊して研修に参加するという人は自家用車の保有率の増加等もあり平成 17 年度はわずかに 3 人だけであったとのことである。

上記のとおり宿泊棟の利用状況は芳しくなく、県民財産の有効活用の点から疑問である。

(改善策)

宿泊棟の低い稼働状況の中、今後、宿泊研修のあり方について検討が必要である。その上で宿泊棟を利用するのであれば、雨漏り等の修繕やボイラーの入換等も必要である。県民財産を有効に活用することを念頭において宿泊棟の利活用を検討されたい。

85 重要物品の利用状況について

教育センターは教職員の研修センターではあるが、その保有している備品は県民財産の 一つであり有効利用されるよう努められたい。

(現状及び問題点)

教育センターは群馬県の教職員の研修センターであり、研修に必要な重要物品を保有しているがその稼働状況を把握していない。

今回外部監査時に利用状況を確認したところ、低稼働のものがあり、その内訳は以下のとおりであった。

備品番号	備品名称	取得年月日	取得価額	使用状況	備考
	伸加力机		(千円)	(平17年度)	1佣25
H11-14422	原子吸光分光光度計	H5.10.22	4,387	0 🛽	他の学校にはないが試験
					研究機関にはある
H11-14423	赤外吸収分光光度計	H5.10.22	3,048	1 回	同上
H11-14424	紫外線可視光光度計	H5.10.22	1,084	0 回	同上
H11-14425	液体クロマトグラフ	H5.10.22	5,333	0 回	同上
H11-14426	ガスクロマトグラフ	H5.10.22	2,615	0 回	同上
H11-14920	走查型電子顕微鏡	H5.11.26	8,085	月に3回程度	

備品番号	備品名称	取得年月日	取得価額	使用状況	備考
			(千円)	(平17年度)	
H11-16361	ロボット制御基礎学習システム	H6.2.14	7,055	0回	
H11-16362	F A システム一式	H6.2.14	66,538	0	
H11-17486	トレーニング器具一式	H6.3.31	20,085	数回	教員が個人的に利用
					することはある

教育センターは県の教職員のための研修施設であるから重要物品についてもある程度他の施設にはない高価なものも必要である。しかし、利用頻度の少ない高価なものについては、重要物品を購入するにあたってその必要性や導入効果が検討されたか疑問である。

(改善策)

重要物品の稼動状況の調査を適宜行い、低稼働のものは他の学校や試験研究機関等での 利用も含めて、活用方法を見直すことが望まれる。

また、購入にあたっては、その必要性や導入効果等を十分検討する必要がある。

86 光熱水費節減について

光熱水費の節減努力は行っているが、さらに節減の検討をされたい。

(現状及び問題点)

教育センターでは、需用費の節減のため電気、ガス、水道、コピー使用枚数につき、使用量、発生金額を月次推移表に集計、3年間比較して異常点のチェックをしている。また、特に電気料については契約電力と月次最大電力、使用料、基本料、使用量の比較をグラフ化して分析している。

その結果、利用のピークは毎年概ね夏休みであるが、平成 16 年の夏に最大電力が契約電力を大幅に超過し、以後契約電力が 1 年間シフトアップ (基本料金の月額が約 16 万円アップ) したことが判明した。平成 17 年の夏は節電に努めたことにより、契約電力は以前の状態に戻っている。

(改善策)

光熱水費の節減策として、職員も周知徹底し節電を心がけているが、 夜間電力の利用、 契約電力を上回ると警報が鳴る電気使用量警報システム(「デマンド監視装置」)の設 置等有効な対策を検討されたい。